

# 令和5年度第1回一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会

## 会 議 次 第

令和5年10月12日（木）  
富山労働総合庁舎3階301小会議室

### 議 事

- 1 専門部会長及び同代理の選出について
- 2 専門部会運営規程について
- 3 特定最低賃金審議運営事項について
- 4 専門部会の審議日程について
- 5 労働経済等関係指標について
- 6 最低賃金に関する基礎調査結果について
- 7 最低賃金に関する労使協定締結状況について
- 8 参考人の意見表明について
- 9 労使各側の基本的主張について
- 10 金額等審議
- 11 その他

### 資 料

- No.1 委員名簿
- No.2 特定最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
- No.3 一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会運営規程（案）
- No.4 特定最低賃金審議運営事項
- No.5 特定最低賃金専門部会審議日程（案）
- No.6 労働経済等関係指標
- No.7 令和5年度特定最低賃金に関する基礎調査結果
- No.8 富山県の最低賃金の改正等の状況（平成25年度～令和4年度）



富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属  
工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

## 委員名簿

任命年月日：令和5年9月8日

区分	氏名	現職
公益代表	もろ ずみ りょう こ 両 角 良 子	富山大学 経済学部 経済学科 教授
	ほり おか かず まさ 堀 岡 和 正	和み法律事務所 弁護士
	なが お はる あき 長 尾 治 明	富山国際大学 名誉教授
労働者代表	くろ かわ とも ゆき 黒 川 智 之	JAM北陸 副書記長
	いがらし たい すけ 五十嵐 泰 祐	不二越労働組合 中央執行副委員長
	はやし ひろ ゆき 林 宏 幸	田中精密労働組合 中央執行委員長
使用者代表	てら やま おさむ 寺 山 収	一般社団法人富山県経営者協会 専務理事
	はた えい こ 畑 永 子	株式会社不二越 富山人事部長
	つつ い しゅん すけ 筒 井 俊 介	コマツNTC株式会社 執行役員 総務部長

(敬称略)



【写】

富労発基 0823 第 3 号  
令和 5 年 8 月 23 日

富山地方最低賃金審議会  
会長 長尾 治明 殿

富山労働局長  
吉岡 勝利

特定最低賃金の改正決定について（諮問）

令和 5 年 8 月 23 日付け富最賃審第 9 号をもって改正決定の必要性を認めるとの答申があつた下記特定最低賃金の改正決定について、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
- 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金



## 一般機械・自動車部品製造業最低賃金専門部会運営規程（案）

## （目的）

第1条 この規程は、特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

## （会議の招集）

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、富山労働局長又は3人以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の要請があったとき、部会長が招集する。

- 2 前項の規定により富山労働局長又は委員が会議の開催を要請しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、富山労働局長に通知するものとする。

## （委員の欠席）

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由により会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。
- 2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

## （会議の議事）

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。
- 3 専門部会は、審議に際し必要と認める場合は、労働者、使用者その他関係者の意見を聴取するものとする。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第6条 会議の議事については、議事録を公開するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、富山地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第8条 専門部会は、富山県最低賃金についての審議会の意見に関する異議の申し出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行うものとする。

(付則)

第1条 この規程は、令和5年10月12日から施行する。



## 特定最低賃金審議運営事項

令和5年8月23日  
富山地方最低賃金審議会

令和5年度における特定最低賃金の決定、改正決定又は廃止決定の審議については、下記のとおり行うものとする。

## 記

(専門部会の構成、運営)

- 1 最低賃金法第25条第2項の規定に基づく、特定最低賃金の決定又は改正決定に係る専門部会（以下「専門部会」という。）の構成及び運営は次のとおりとする。
  - (1) 専門部会の委員は、公労使それぞれ3人とする。

なお、労使各側委員にあつては、各3人のうち原則として少なくとも各2人は、本審議対象業種に直接関係する労働者又は使用者（団体の場合は、その構成員の相当数が当該業種に関係するものの役員等であること）とする。
  - (2) 専門部会の審議回数は、3回を目安とする。
  - (3) 専門部会は、初回において次回以降の審議開催日時を調整する。
  - (4) 専門部会の審議は、原則として午後5時以降は行わない。

(参考人からの意見聴取等)

- 2 参考人からの意見聴取等については、次のとおりとする。
  - (1) 参考人は、労使それぞれ5人以内とする。
  - (2) 参考人は、すべて意見書を提出するものとする。

なお、専門部会が必要と認めた場合には、直接参考人から意見聴取を行うことができるものとする。
  - (3) 専門部会は、必要に応じて実地調査を行うことができるものとする。

(最低賃金審議会令第6条第5項の適用)

- 3 (1) 特定最低賃金の決定に係る審議の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定は適用しない。
  - (2) 特定最低賃金の改正決定に係る審議の場合は、専門部会が全会一致で議決した場合に限り最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。

(諸手当の取扱い)

- 4 最低賃金法第4条第3項第3号に規定する賃金は、「精皆勤手当」、「通勤手当」及び「家族手当」とし、本最低賃金には算入しないものとする。

(緊急やむを得ない場合の運用)

- 5 富山地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会運営規程第2条第3項の「緊急やむを得ない場合」の運用については、各側の意見を聴いて部会長が判断するものとする。

(廃止決定に係る調査審議)

- 6 廃止決定に係る専門部会は設置せず、富山地方最低賃金審議会（本審）において調査審議を行うものとする。

---

(参 考)

## 関 係 法 令

### 最低賃金法第4条

- 1 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。
- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分については無効とする。この場合において、無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものと見なす。
- 3 次に掲げる賃金は、前2項に規定する賃金に算入しない。
  - 一 (略)
  - 二 (略)
  - 三 当該最低賃金において算入しないことを定める賃金

### 最低賃金法第25条

- 1 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。
- 2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

### 最低賃金審議会令第6条

- 5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

## 特定最低賃金専門部会審議日程(案)

一般機械・自動車部品製造業

	主な審議事項	日時・場所	
第1回	1 部会長、同代理選出 2 審議運営事項伝達 3 専門部会運営規程決定 4 労働経済等関係指標説明 5 最低賃金基礎調査結果説明 6 今後の審議日程 7 関係労使の意見聴取 8 金額等審議 ①労使各側の基本的主張 ②個別折衝	期日	10月12日(木)
		審議時間	午後1時30分 ～午後5時00分
		会場	富山労働総合庁舎 3階小会議室301
第2回	1 金額等審議(個別折衝) 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月20日(金)
		審議時間	午後1時30分 ～午後5時00分
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
第3回	1 金額等審議(個別折衝) 2 答申(審議会令 § 6⑤適用の場合)	期日	10月27日(金)
		審議時間	午後1時30分 ～午後5時00分
		会場	富山労働総合庁舎 5階大会議室
予 備 日		未 定	
第 6 回 本 審		11月1日(水) 午前10時00分 ～午前11時30分	

※ 委員全員の御都合がつかない場合は、欠席委員が少ない日を選定しております。

※ 専門部会3回(+予備)の日程を計画しましたが、途中で結審した場合は次回以降開催いたしません。



# 労働経済等関係指標

令和 5 年 9 月

富山労働局労働基準部賃金室

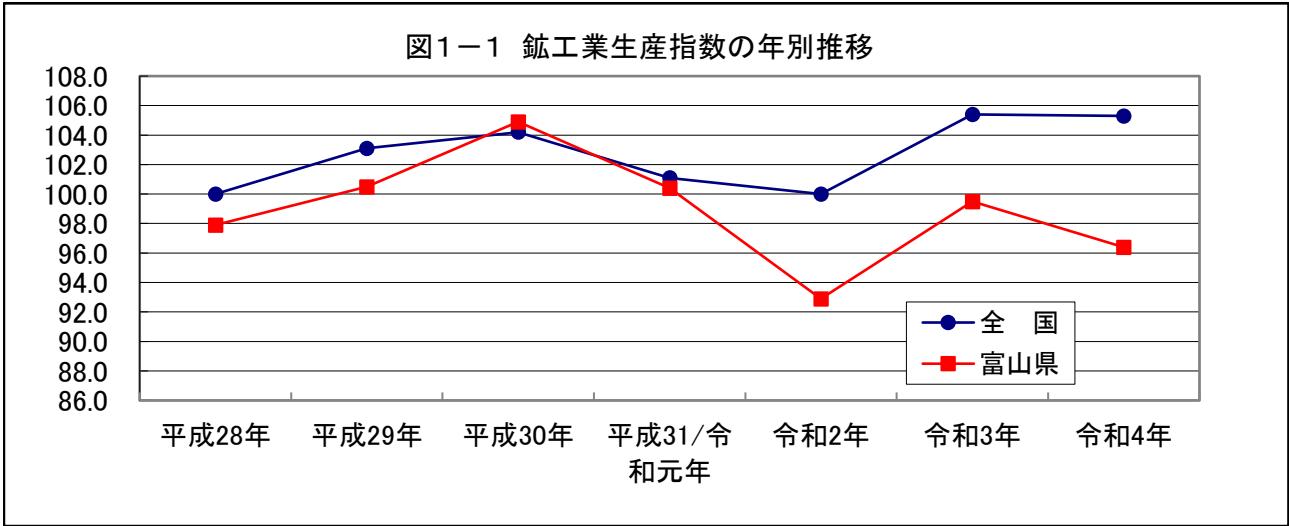
# 目 次

1 生 産	
(1) 鉱工業生産	1
(2) 主要業種別鉱工業生産指数（富山県）	2
2 国内需要	
(1) 百貨店等販売額	3
(2) 新車新規登録台数	4
(3) 住宅建設	5
(4) 投資関連（全国）	6
3 物価・生計費	
(1) 物 価	7
(2) 勤労者世帯の消費支出	8
(3) 標準生計費	9
(4) 生活保護基準額	10
4 貿易等	
(1) 貿易（全国）	11
(2) 為替相場	12
5 雇 用	
(1) 常用雇用指数	13
(2) 総実労働時間	14
(3) 所定外労働時間数（製造業）	15
(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）	16
(5) 有効求人倍率	17
(6) 求人・求職状況（富山県）	18
(7) 企業の人員整理状況（富山県）	18
6 賃 金	
(1) きまって支給する給与額	19
(2) 短時間女性労働者の1時間あたり賃金額	20
(3) 高校卒初任給（富山県）	20
7 企業倒産	21

# 1 生産

## (1) 鉱工業生産

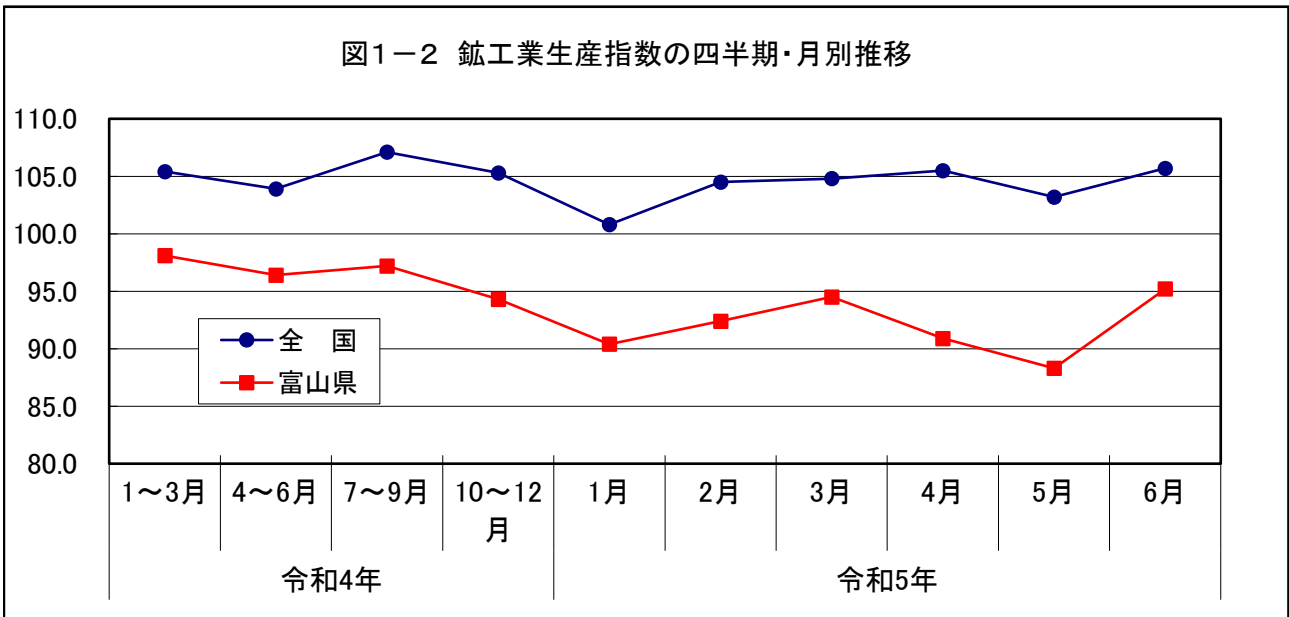
全国、富山県とも、令和4年は前年と比してわずかに減少傾向であったが、令和5年に入り上昇傾向に転じている。



(全国:令和2年からは令和2年=100、令和元年までは平成27年=100、富山県:平成27年=100)

表1-1 鉱工業生産指数の年別推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国	100.0	103.1	104.2	101.1	100	105.4	105.3
富山県	97.9	100.5	104.9	100.4	92.9	99.5	96.4

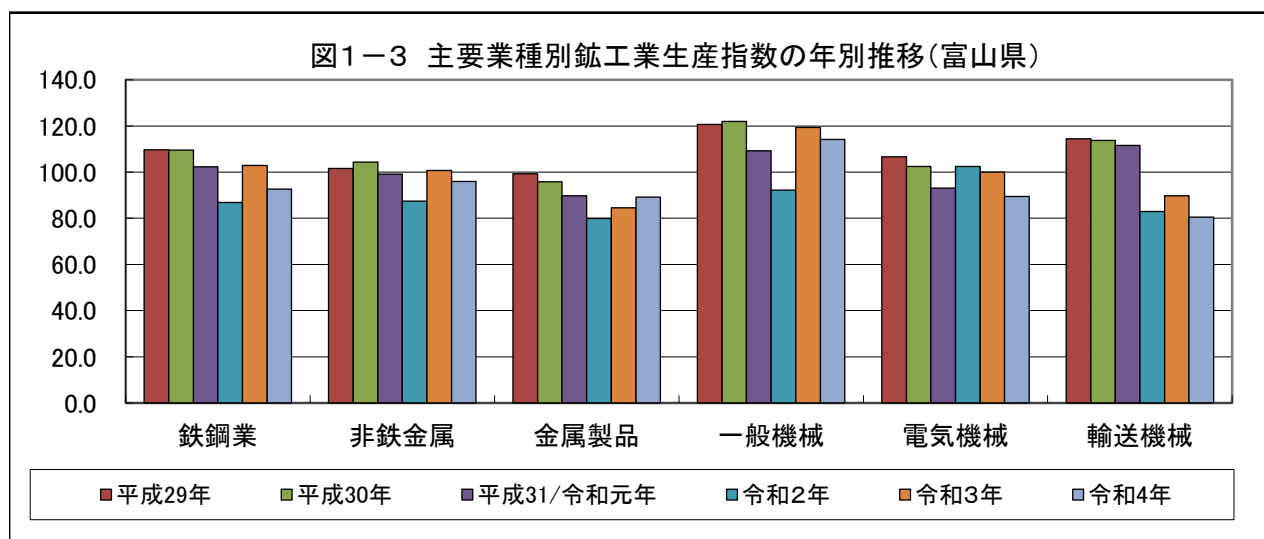


(全国令和2年=100、富山県:平成27年=100)

表1-2 鉱工業生産指数の月別推移

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全国	105.4	103.9	107.1	105.3	100.8	104.5	104.8	105.5	103.2	105.7
富山県	98.1	96.4	97.2	94.3	90.4	92.4	94.5	90.9	88.3	95.2

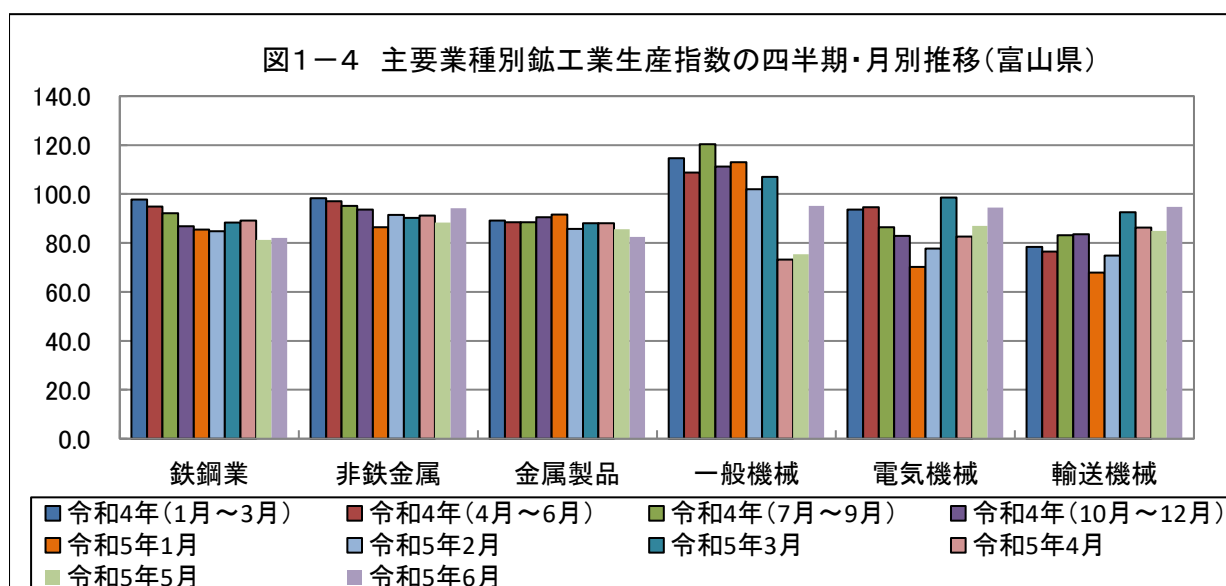
(2) 主要業種別鉱工業生産指数 (富山県)



(平成27年=100)

表1-3 主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)

	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
平成29年	109.7	101.6	99.3	120.6	106.6	114.5
平成30年	109.5	104.3	95.8	122.0	102.4	113.7
平成31/令和元年	102.3	99.2	89.7	109.2	93.1	111.6
令和2年	86.9	87.4	79.9	92.2	102.5	83.0
令和3年	102.9	100.7	84.5	119.4	100.0	89.7
令和4年	92.6	95.9	89.1	114.1	89.4	80.5



(平成27年=100)

表1-4 主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)

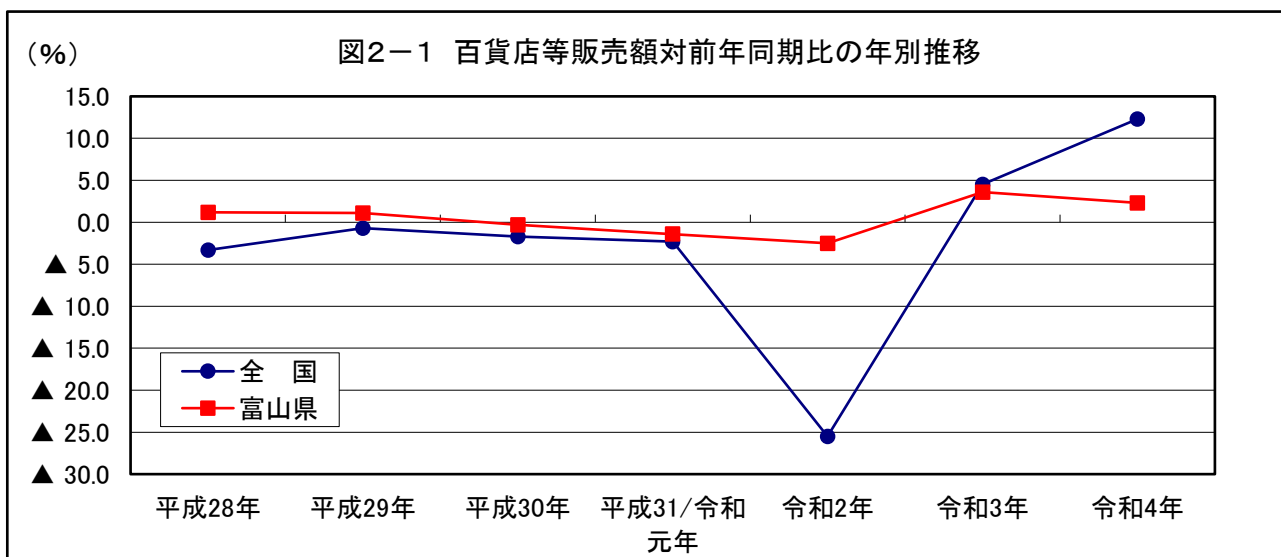
	鉄鋼業	非鉄金属	金属製品	一般機械	電気機械	輸送機械
令和4年(1月~3月)	97.7	98.3	89.1	114.6	93.6	78.4
令和4年(4月~6月)	94.8	97.1	88.5	108.8	94.6	76.5
令和4年(7月~9月)	92.1	95.1	88.4	120.4	86.4	83.2
令和4年(10月~12月)	86.8	93.6	90.5	111.2	82.9	83.5
令和5年1月	85.4	86.4	91.6	113.0	70.2	67.9
令和5年2月	84.8	91.4	85.8	102.0	77.7	74.8
令和5年3月	88.3	90.3	88.1	107.0	98.5	92.5
令和5年4月	89.1	91.2	88.1	73.2	82.6	86.3
令和5年5月	81.2	88.3	85.6	75.4	87.0	84.9
令和5年6月	82.1	94.2	82.4	95.1	94.5	94.7



## 2 国内需要

### (1) 百貨店等販売額

全国（百貨店）、富山県（百貨店+スーパー）いずれも、令和2年を底として回復傾向に転じ、令和5年に入っても前年同期比でプラスが続いている。

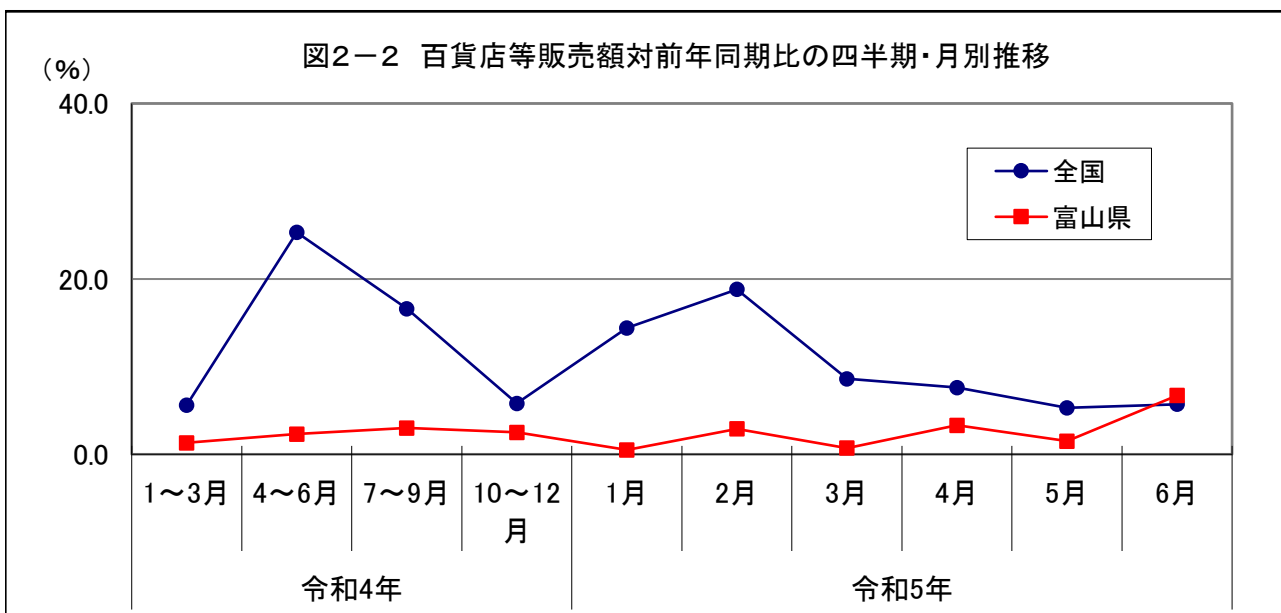


富山県は百貨店+スーパー販売額

表2-1 百貨店等販売額対前年同期比の年別推移

(%)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	▲ 3.3	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 2.3	▲ 25.5	4.5	12.3
富 山 県	1.2	1.1	▲ 0.3	▲ 1.4	▲ 2.5	3.6	2.3



富山県は百貨店+スーパー販売額

表2-2 百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移

(%)

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	5.6	25.3	16.6	5.8	14.4	18.8	8.6	7.6	5.3	5.7
富 山 県	1.3	2.3	3.0	2.5	0.5	2.9	0.7	3.3	1.5	6.7

(2) 新車新規登録台数

新車（軽自動車を含む。）の新規登録台数は、全国、富山県とも同様の傾向を示しており、令和4年までは減少傾向であったが令和5年より前年同期比が大きな増加傾向を示している。

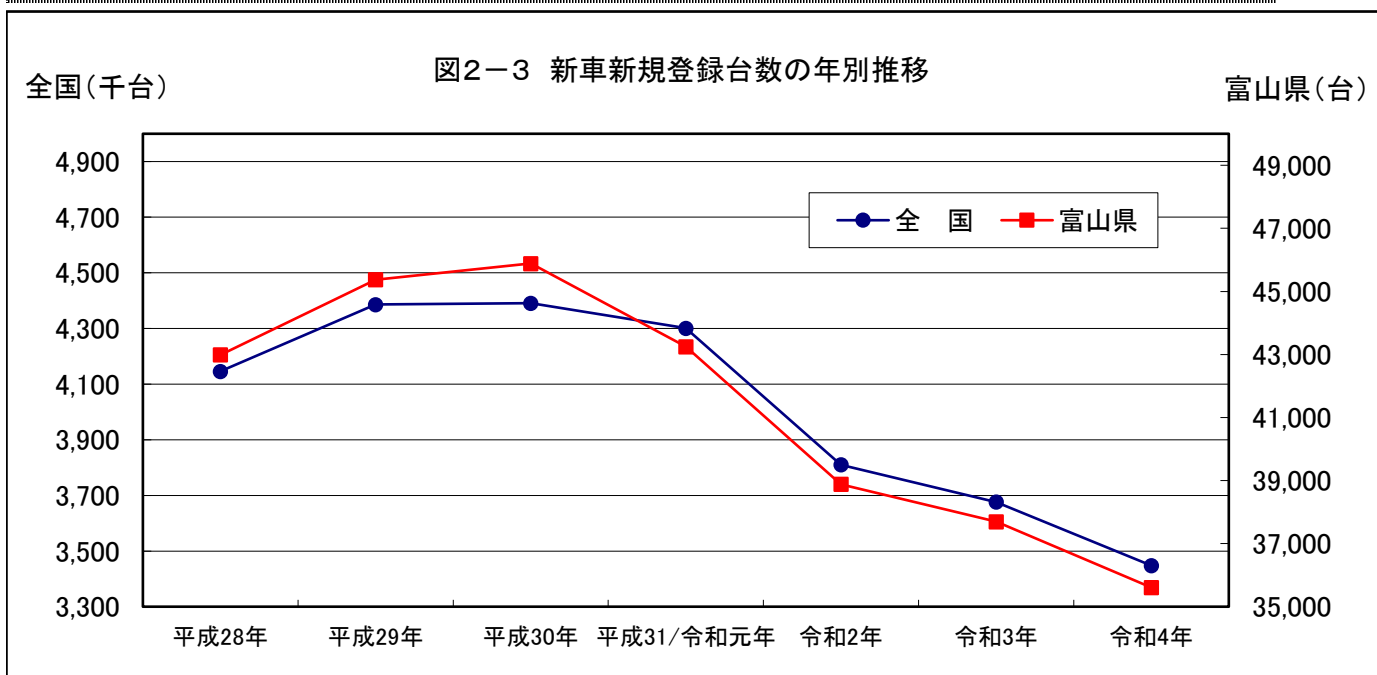


表2-3 新車新規登録台数の年別推移 (全国:千台、富山県:台)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	4,146	4,386	4,391	4,301	3,810	3,676	3,448
富 山 県	42,986	45,371	45,887	43,248	38,884	37,698	35,610

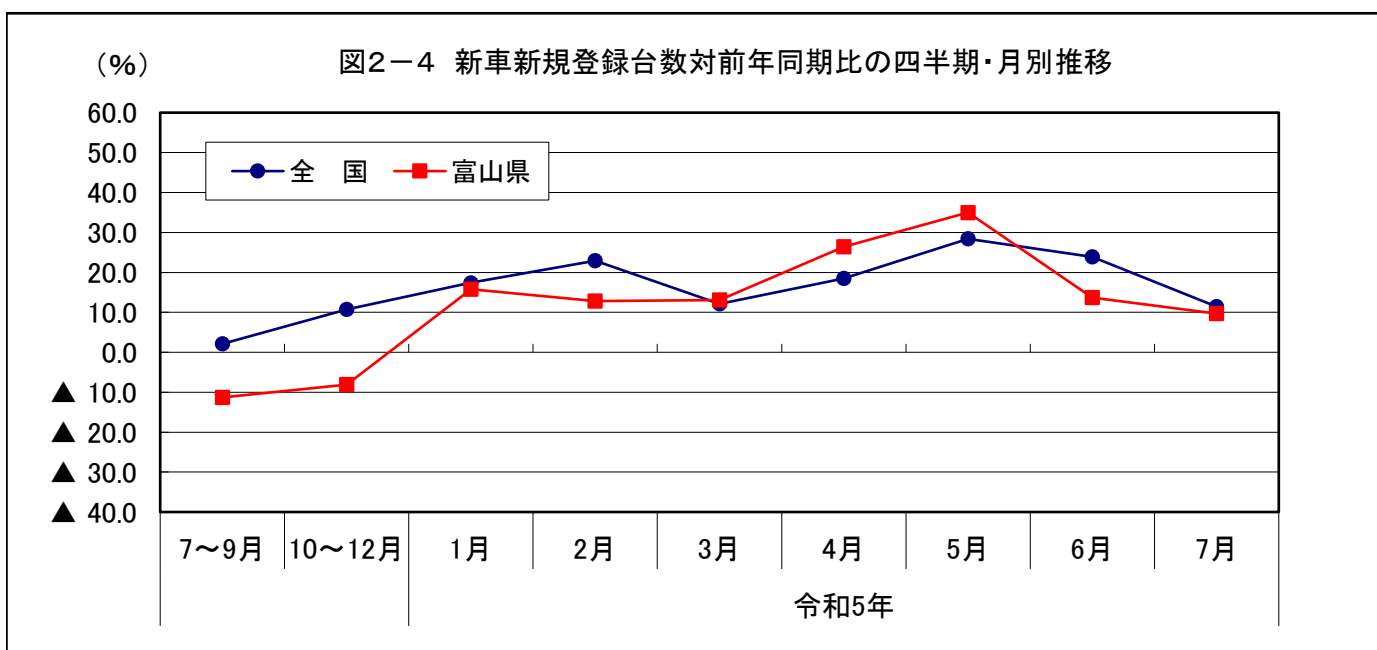


表2-4 新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和4年				令和5年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	▲ 17.4	▲ 14.5	2.1	10.7	17.4	22.9	12.1	18.5	28.4	23.9	11.4
富 山 県	7.9	11.5	▲ 11.3	▲ 8.1	15.8	12.8	13.1	26.4	35.0	13.7	9.7

### (3) 住宅建設

全国、富山県とも、平成29年以降減少傾向が続いていたが、令和3年に回復に転じた。令和5年に入ってから前年同期比でマイナスが続いている。

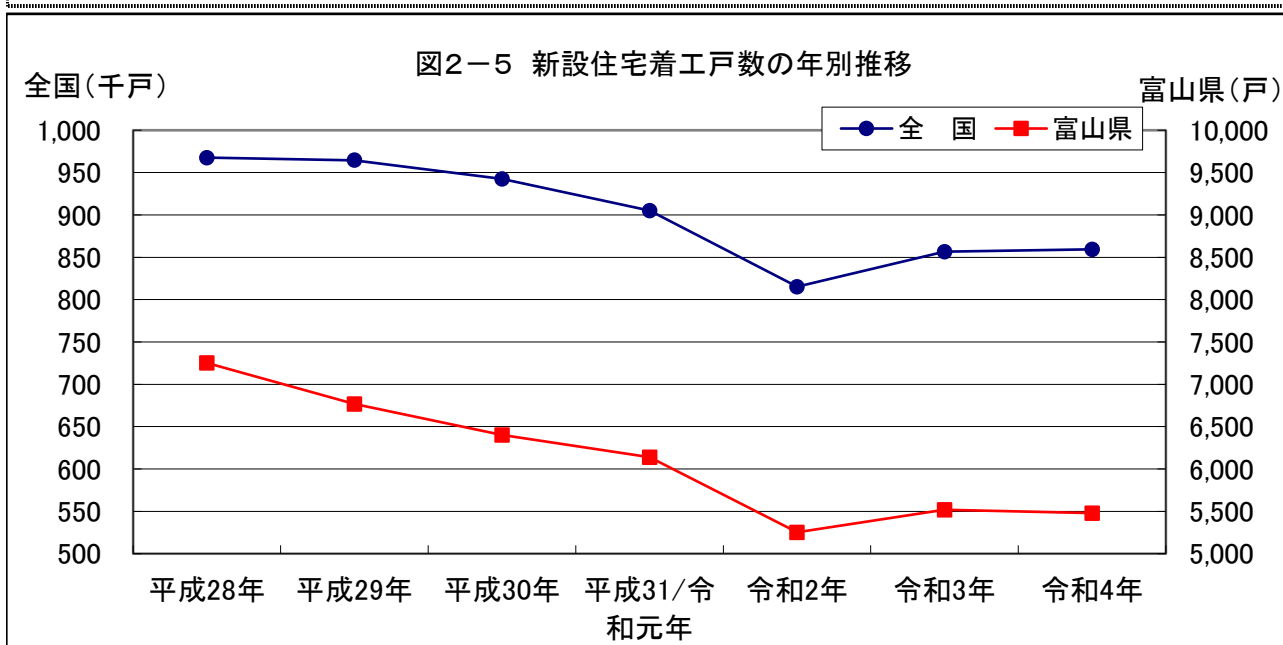


表2-5 新設住宅着工戸数の年別推移 (全国:千戸 富山県:戸)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	967.7	964.6	942.4	905.1	815.3	856.5	859.3
富 山 県	7,252	6,768	6,402	6,139	5,253	5,518	5,478

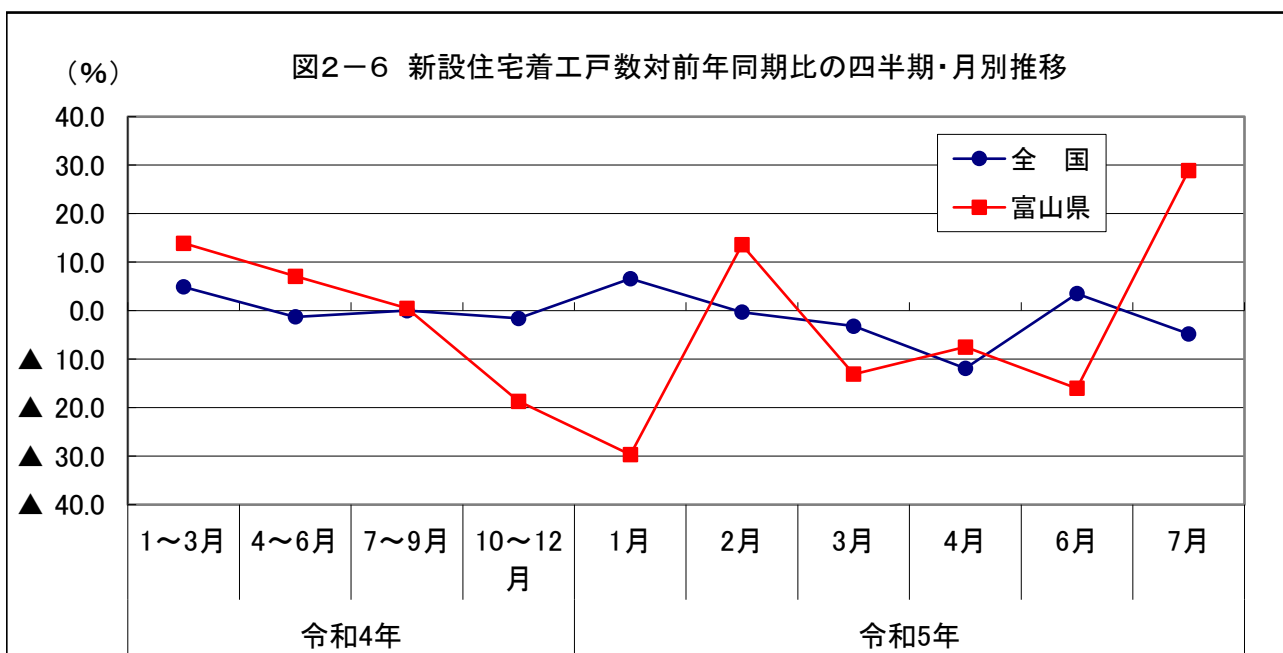


表2-6 新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	6月	7月
全 国	4.9	▲ 1.3	0.0	▲ 1.6	6.6	▲ 0.3	▲ 3.2	▲ 11.9	3.5	▲ 4.8
富 山 県	13.9	7.1	0.5	▲ 18.7	▲ 29.7	13.6	▲ 13.1	▲ 7.5	▲ 16.0	28.9

(4) 投資関連（全国）

船舶・電力を除く民需用機械受注額及び建設工事受注総額（50社）は、横ばいで推移していたが、令和2年を底に増加傾向に転じている。

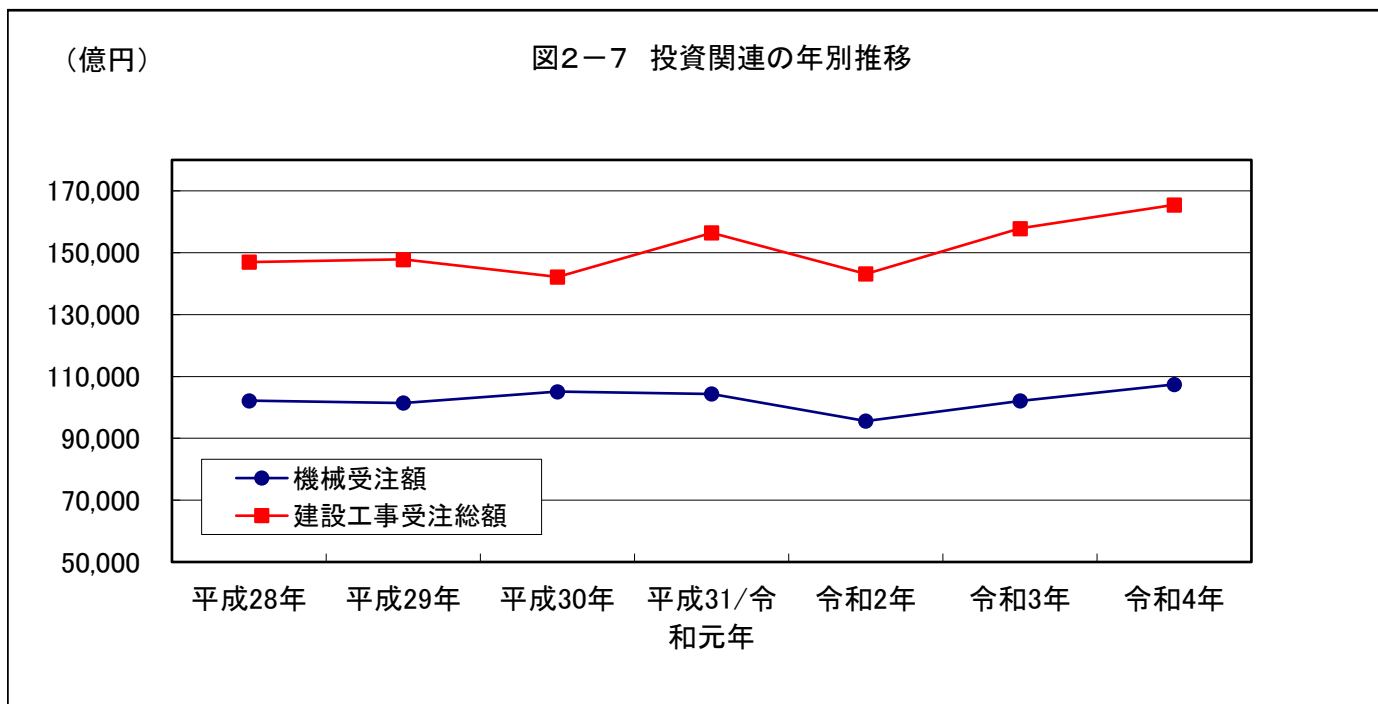


表2-7 投資関連の年別推移 (億円)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
機械受注額	102,146	101,431	105,091	104,323	95,570	102,086	107,418
建設工事受注総額	146,991	147,827	142,169	156,468	143,170	157,839	165,482

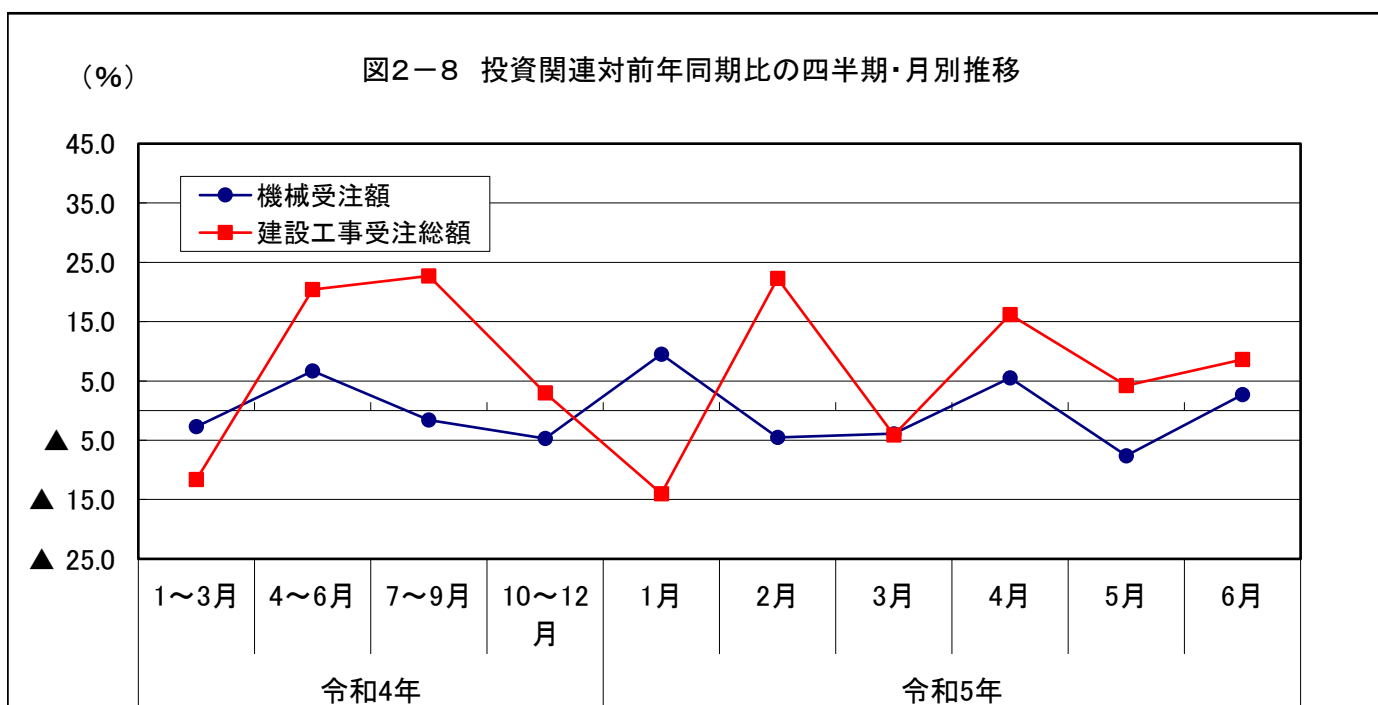


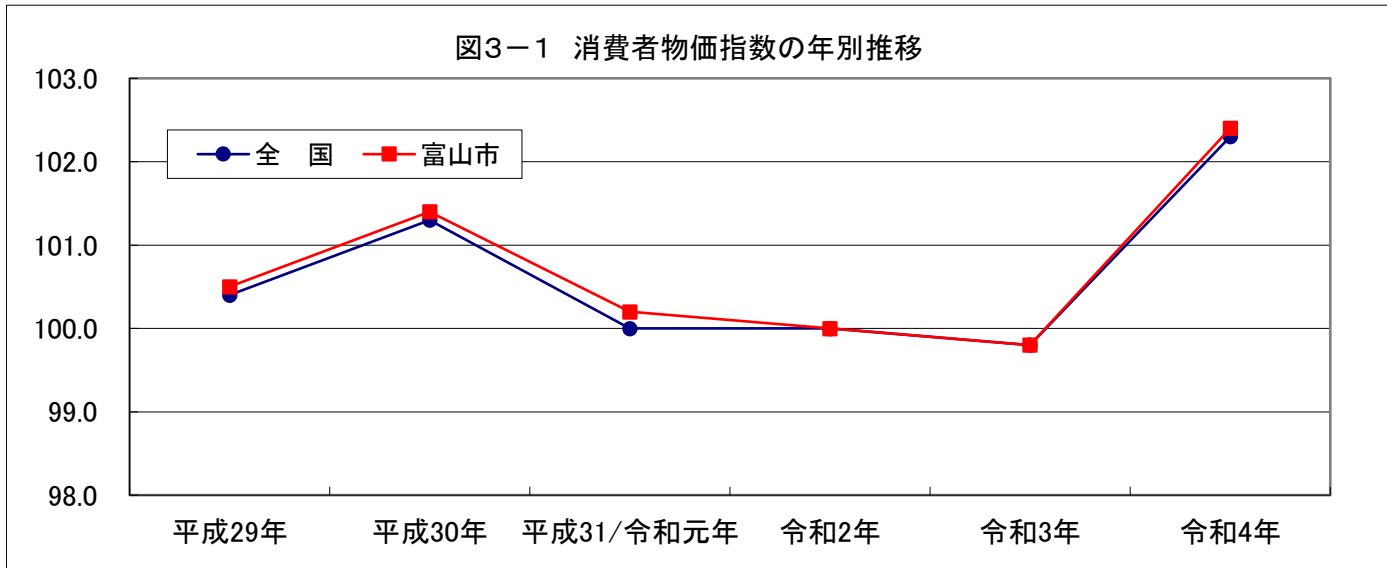
表2-8 投資関連対前年同期比の四半期・月別推移 (%)

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
機械受注額	▲ 2.7	6.7	▲ 1.6	▲ 4.7	9.5	▲ 4.5	▲ 3.9	5.5	▲ 7.6	2.7
建設工事受注総額	▲ 11.6	20.4	22.7	3.0	▲ 14.0	22.3	▲ 4.1	16.2	4.2	8.6

### 3 物価・生計費

#### (1) 物 価

消費者物価指数は、令和4年に上昇に転じ、令和5年に入ってもおおむね右肩上がりで上昇傾向が続いている。

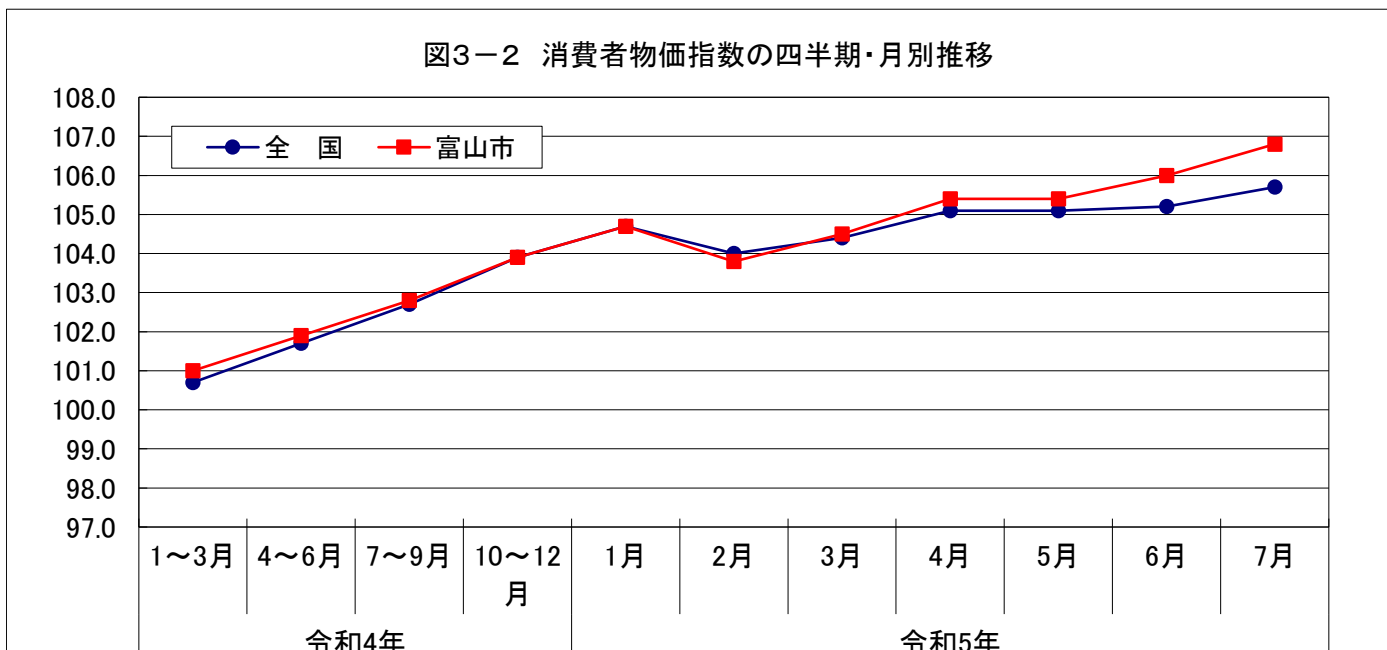


(平成27年=100)

(令和2年=100)

表3-1 消費者物価指数の年別推移

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	100.4	101.3	100.0	100.0	99.8	102.3
富 山 市	100.5	101.4	100.2	100.0	99.8	102.4



(令和2年=100)

表3-2 消費者物価指数の四半期・月別推移

	令和4年				令和5年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	100.7	101.7	102.7	103.9	104.7	104.0	104.4	105.1	105.1	105.2	105.7
富 山 市	101.0	101.9	102.8	103.9	104.7	103.8	104.5	105.4	105.4	106.0	106.8

(2) 勤労者世帯の消費支出

図3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移

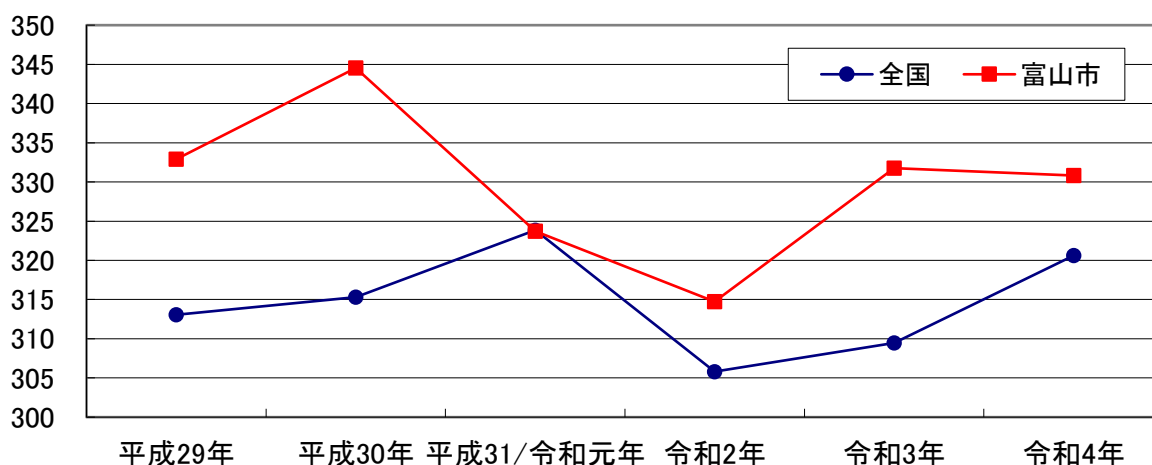


表3-3 勤労者世帯消費支出の年別推移 (円/月)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	313,057	315,314	323,853	305,811	309,469	320,627
富 山 市	332,906	344,535	323,725	314,739	331,768	330,808

図3-4 勤労者世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移

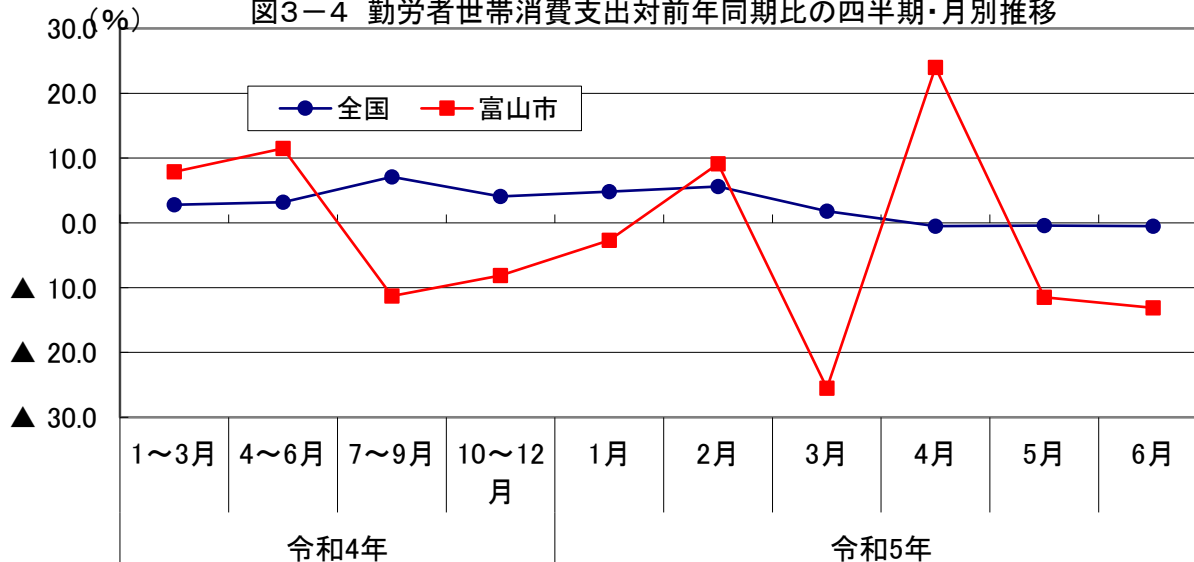


表3-4 勤労者世帯消費支出前年同期比の推移(名目) (%)

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
全 国	2.8	3.2	7.1	4.1	4.8	5.6	1.8	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5
富 山 市	7.9	11.5	▲ 11.3	▲ 8.1	▲ 2.7	9.1	▲ 25.5	24.0	▲ 11.5	▲ 13.1

(3) 標準生計費

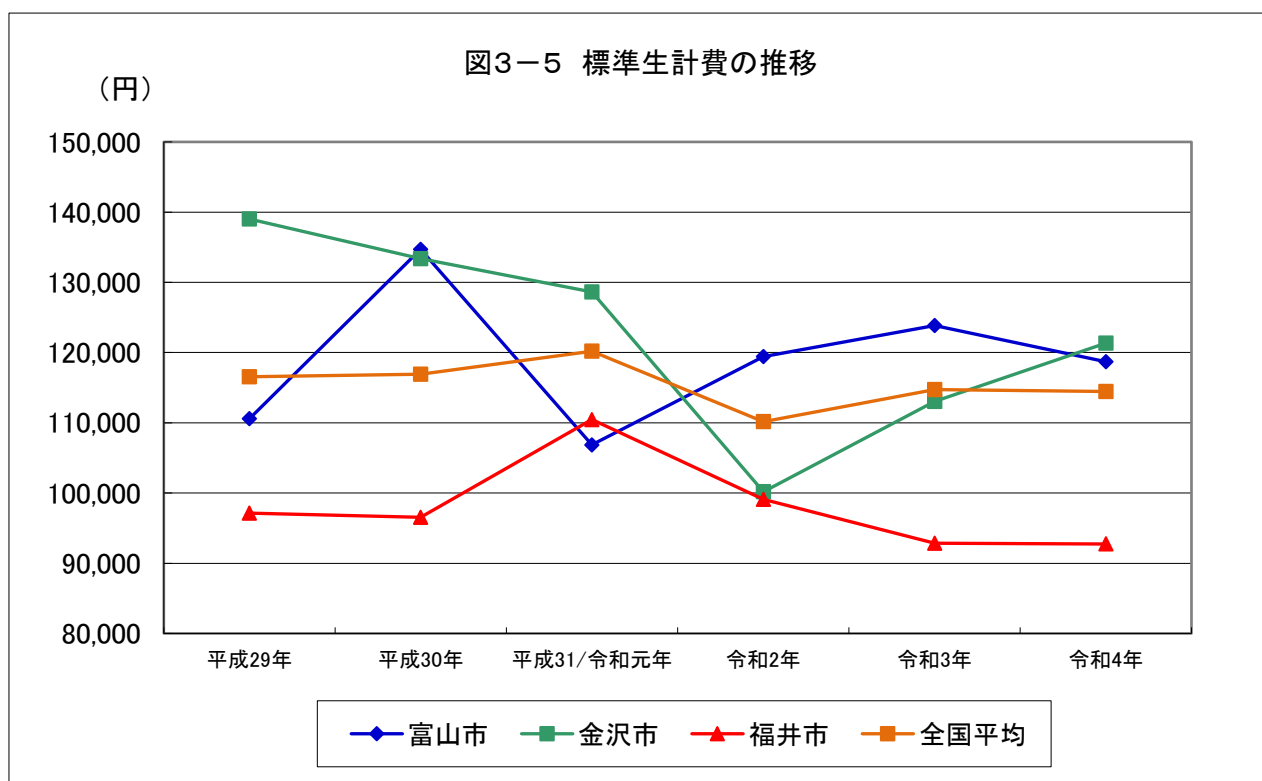


表3-5 標準生計費の推移 (円)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
富山市	110,580	134,714	106,865	119,411	123,865	118,678
金沢市	139,020	133,400	128,650	100,180	113,040	121,330
福井市	97,130	96,530	110,470	99,090	92,830	92,740
全国平均	116,560	116,930	120,190	110,160	114,720	114,480

<参考> 標準生計費(富山市)の費目別内訳

	令和2年		令和3年		令和4年	
		増減		増減		増減
食料費	24,818	-2,629	31,017	6,199	32,002	985
住宅関係費	60,790	17,964	41,408	-19,382	50,562	9,154
被服・履物費	1,016	-1,357	4,969	3,953	4,916	-53
雑費Ⅰ	23,781	-1,780	21,101	-2,680	18,368	-2,733
雑費Ⅱ	9,006	348	25,370	16,364	12,830	-12,540
合計	119,411	12,546	123,865	4,454	118,678	-5,187

(費目)

食料費  
住宅関係費  
被服・履物費  
雑費Ⅰ  
雑費Ⅱ

(家計調査等における大分類項目)

:食料  
:住居、光熱・水道、家具・家事用品  
:被服及び履物  
:保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽  
:その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(4) 生活保護基準額

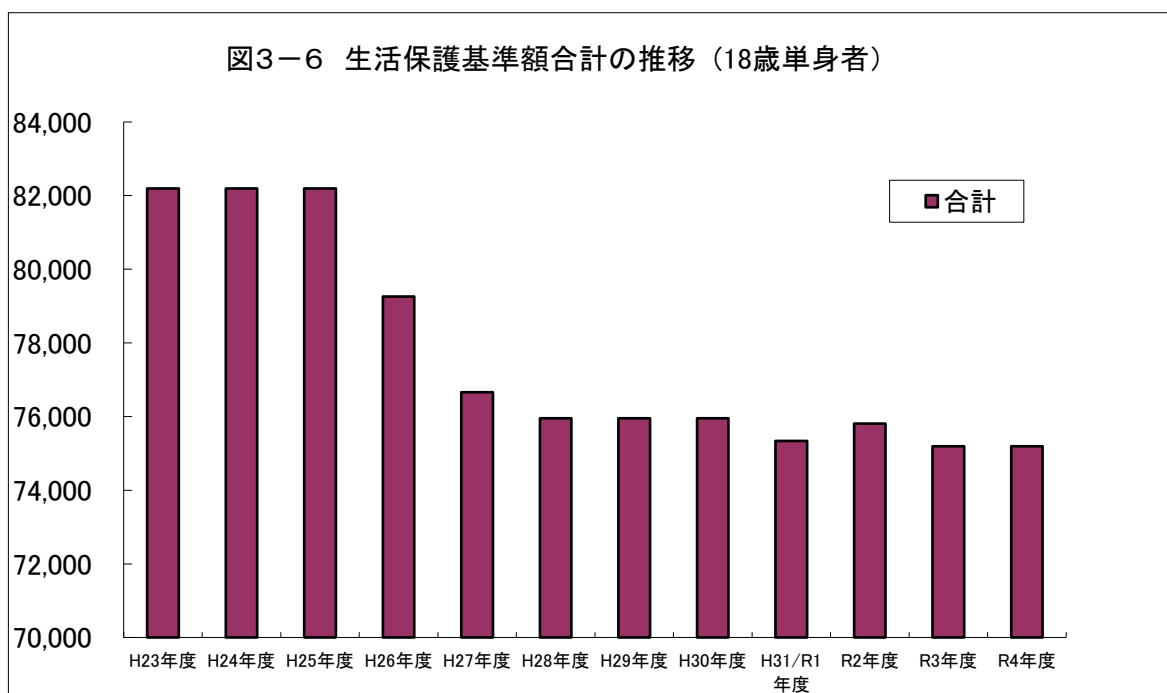


表3-6 生活保護基準額 (2級地-1) (注1) (円)

区分	年度	生活扶助基準額		注3、注4 第2類	冬季加算額 (注2)	合計
		第1類	第2類			
18歳単身者	H23年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H24年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H25年度	77,810	38,290	39,520	4,383	82,193
	H26年度	74,890	—	—	4,367	79,257
	H27年度	72,290	—	—	4,367	76,657
	H28年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H29年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H30年度	72,290	—	—	3,660	75,950
	H31/R1年度	71,680	—	—	3,660	75,340
	R2年度	72,080	—	—	3,730	75,810
	R3年度	71,460	—	—	3,730	75,190
R4年度	71,460	—	—	3,730	75,190	
3人世帯 (男33歳(稼動) 女29歳(非稼動) 子4歳)	H23年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H24年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H25年度	145,770	97,280	48,490	6,771	152,541
	H26年度	140,000	—	—	6,746	146,746
	H27年度	135,000	—	—	6,746	141,746
	H28年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H29年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H30年度	135,000	—	—	5,900	140,900
	H31/R1年度	135,090	—	—	5,900	140,990
	R2年度	137,080	—	—	6,015	143,095
	R3年度	137,170	—	—	6,015	143,185
R4年度	137,170	—	—	6,015	143,185	

注1) 「2級地-1」とは富山市及び高岡市の生活保護区分である。

注2) 冬季加算額は11月～4月分 (H27年度までは11月～3月) であり、1か月平均に換算している。

※ H26年度分以降は、H25年8月改定から適用された第1類費と第2類費の合計算定方式である。



## 5 貿易等

### (1) 貿易（全国）

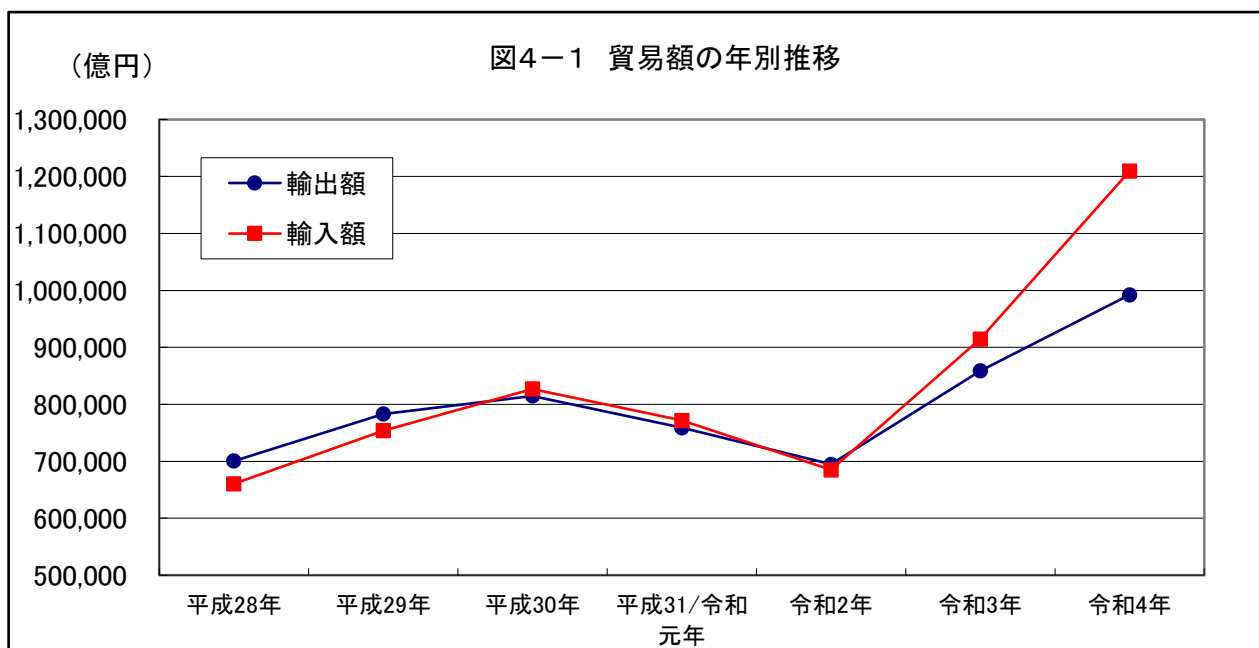
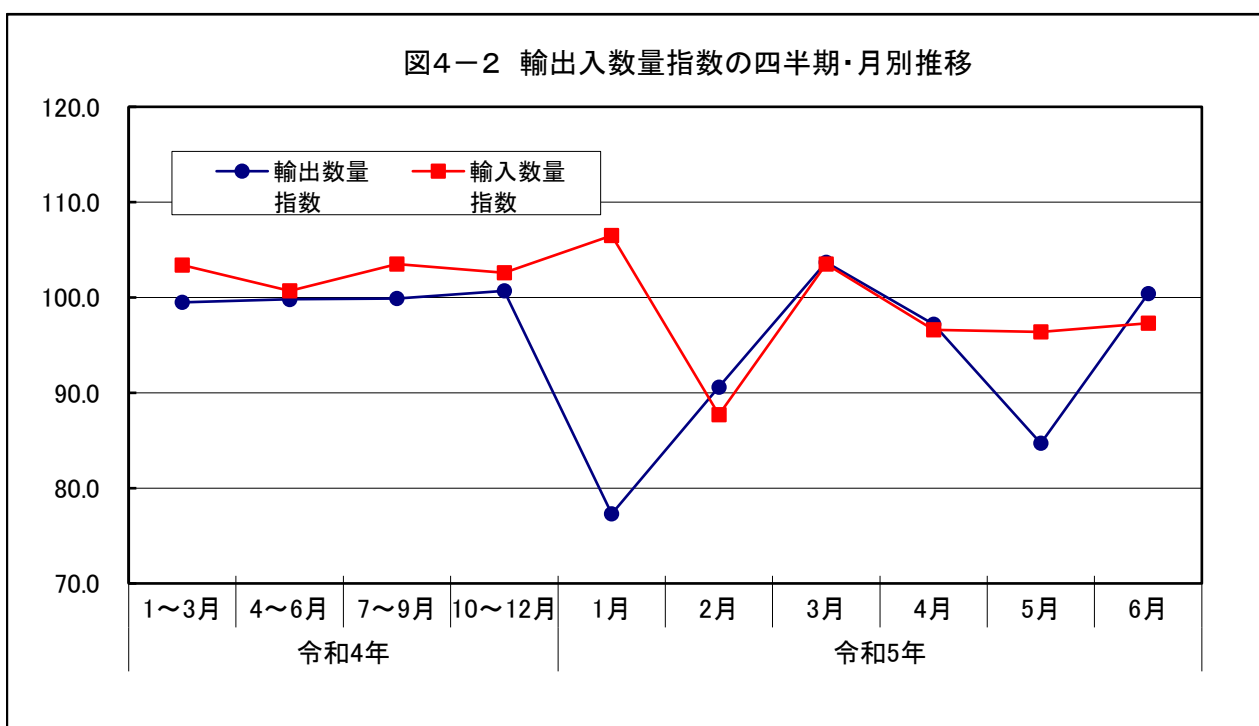


表4-1 貿易額(通関額)の年別推移 (億円)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
輸出額	700,391	782,865	814,788	758,788	694,854	858,737	992,265
輸入額	660,420	753,792	827,033	771,724	684,868	914,603	1,209,550



(平成27年=100)

表4-2 輸出入数量指数の四半期・月別推移

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
輸出数量指数	99.5	99.8	99.9	100.7	77.3	90.6	103.7	97.2	84.7	100.4
輸入数量指数	103.4	100.7	103.5	102.6	106.5	87.7	103.5	96.6	96.4	97.3

(2) 為替相場

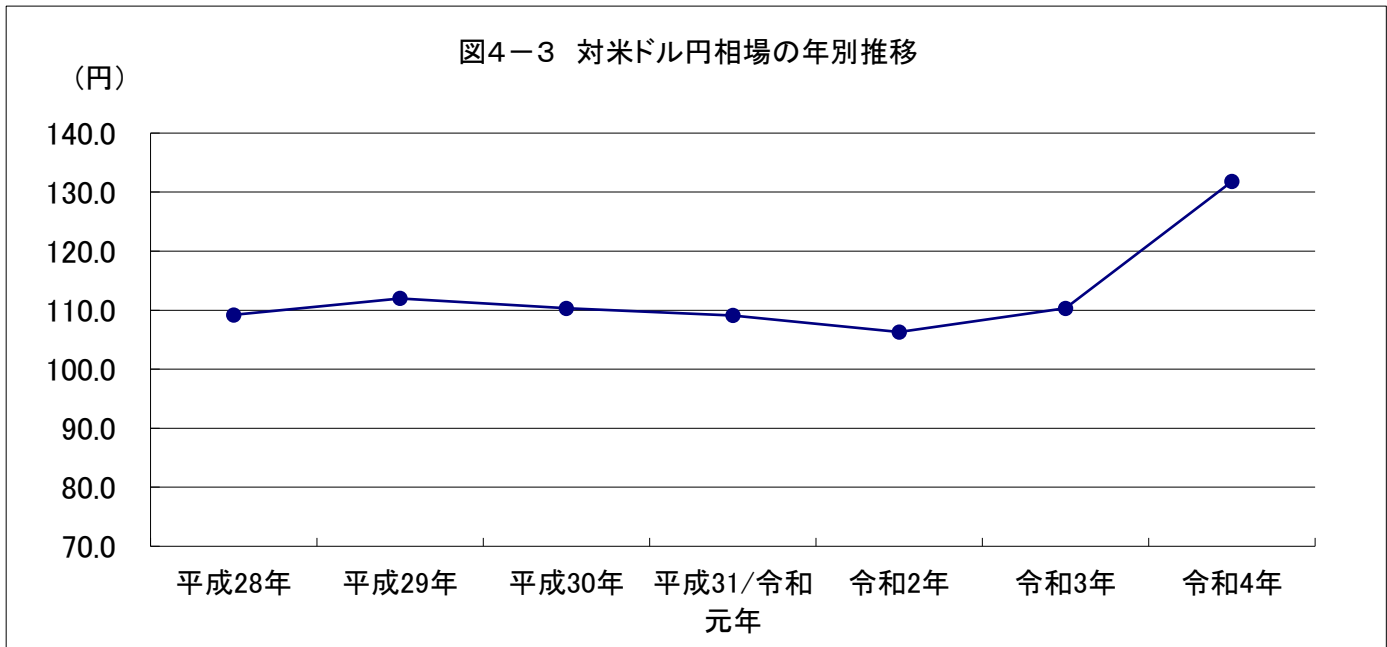


表4-3 対米ドル円相場の年別推移 (円/\$)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
円相場	109.2	112.0	110.3	109.1	106.3	110.3	131.8

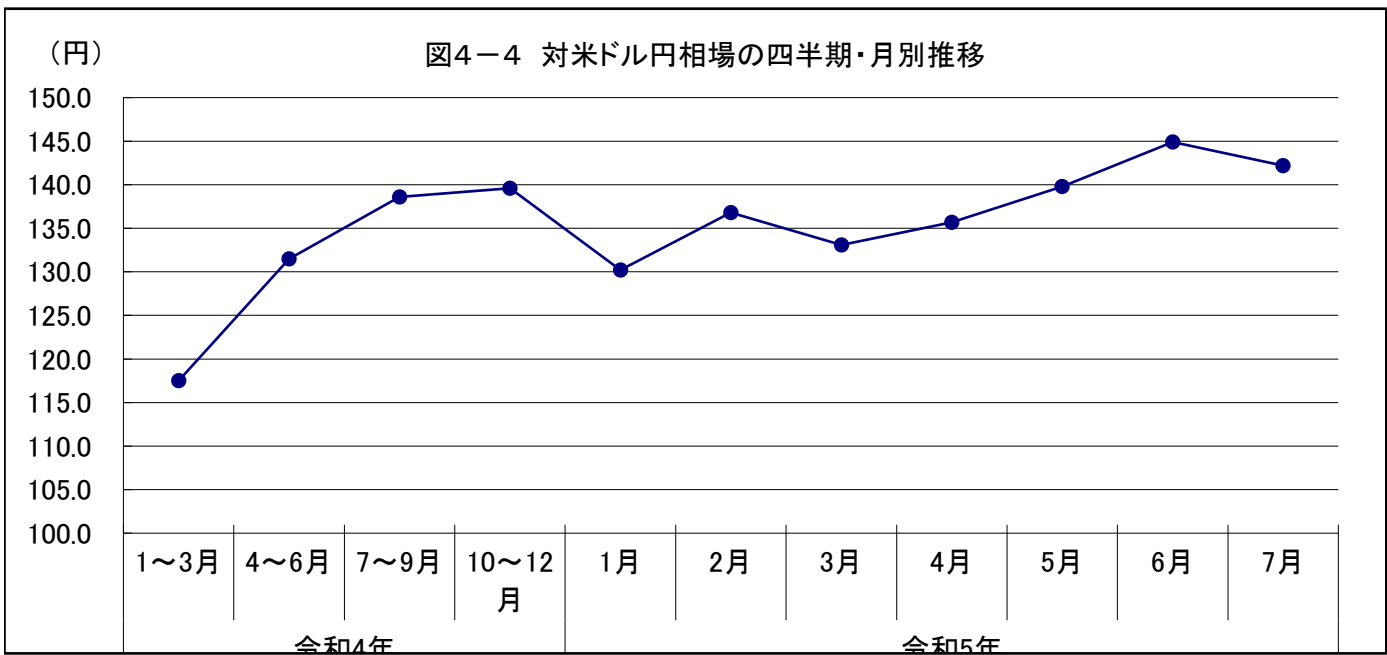


表4-4 対米ドル円相場の四半期・月別推移 (円/\$)

	令和4年				令和5年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
円相場	117.5	131.5	138.6	139.6	130.2	136.8	133.1	135.7	139.8	144.9	142.2

# 5 雇 用

## (1) 常用雇用指数

微増微減を繰り返していたが、令和4年に全国・富山県いずれも下降傾向となる。

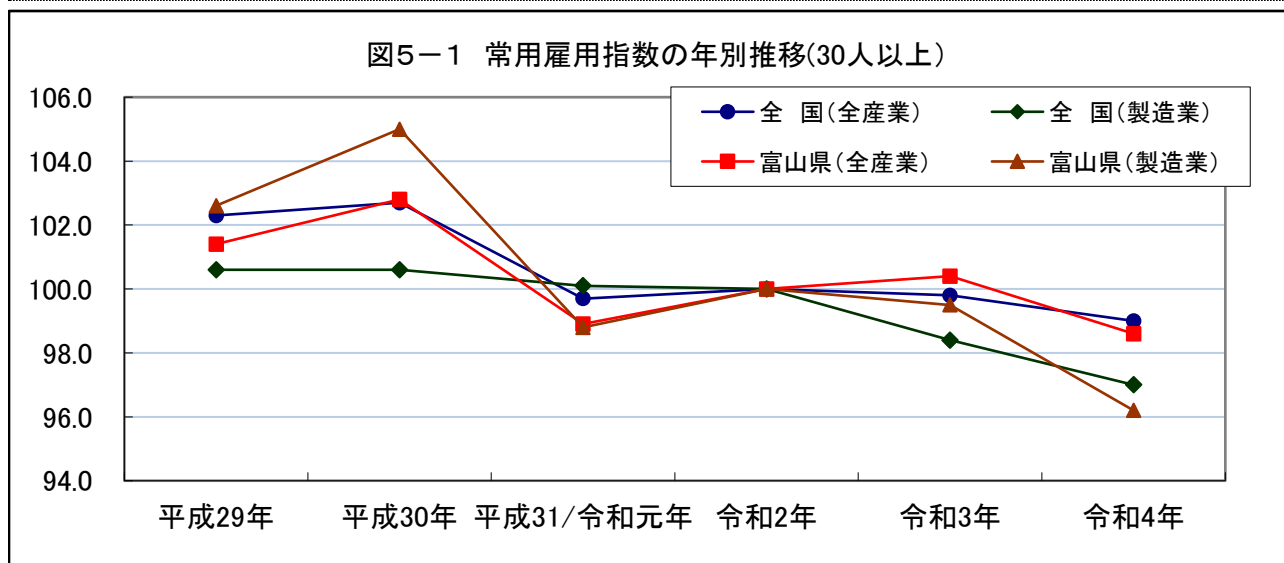


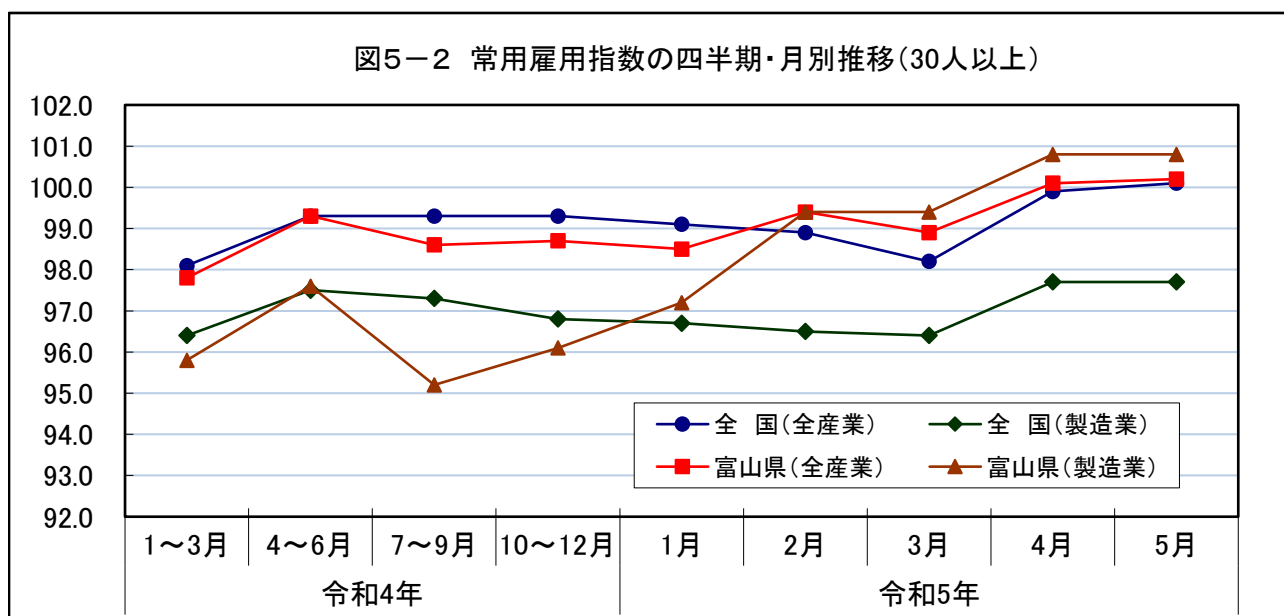
表5-1 常用雇用指数の年別推移(30人以上)

(平成27年=100)

(令和2年=100)

	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全国(全産業)	102.3	102.7	99.7	100.0	99.8	99.0
全国(製造業)	100.6	100.6	100.1	100.0	98.4	97.0
富山県(全産業)	101.4	102.8	98.9	100.0	100.4	98.6
富山県(製造業)	102.6	105.0	98.8	100.0	99.5	96.2

※状況雇用指数は再集計値。



(令和2年=100)

表5-2 常用雇用指数の四半期・月別推移(30人以上)

	令和4年				令和5年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全国(全産業)	98.1	99.3	99.3	99.3	99.1	98.9	98.2	99.9	100.1
全国(製造業)	96.4	97.5	97.3	96.8	96.7	96.5	96.4	97.7	97.7
富山県(全産業)	97.8	99.3	98.6	98.7	98.5	99.4	98.9	100.1	100.2
富山県(製造業)	95.8	97.6	95.2	96.1	97.2	99.4	99.4	100.8	100.8

## (2) 総実労働時間

全国、富山県とも減少傾向にあったが、令和3年には増加に転じた。  
富山県は、従前より全国よりも総労働時間が長い状況にある。

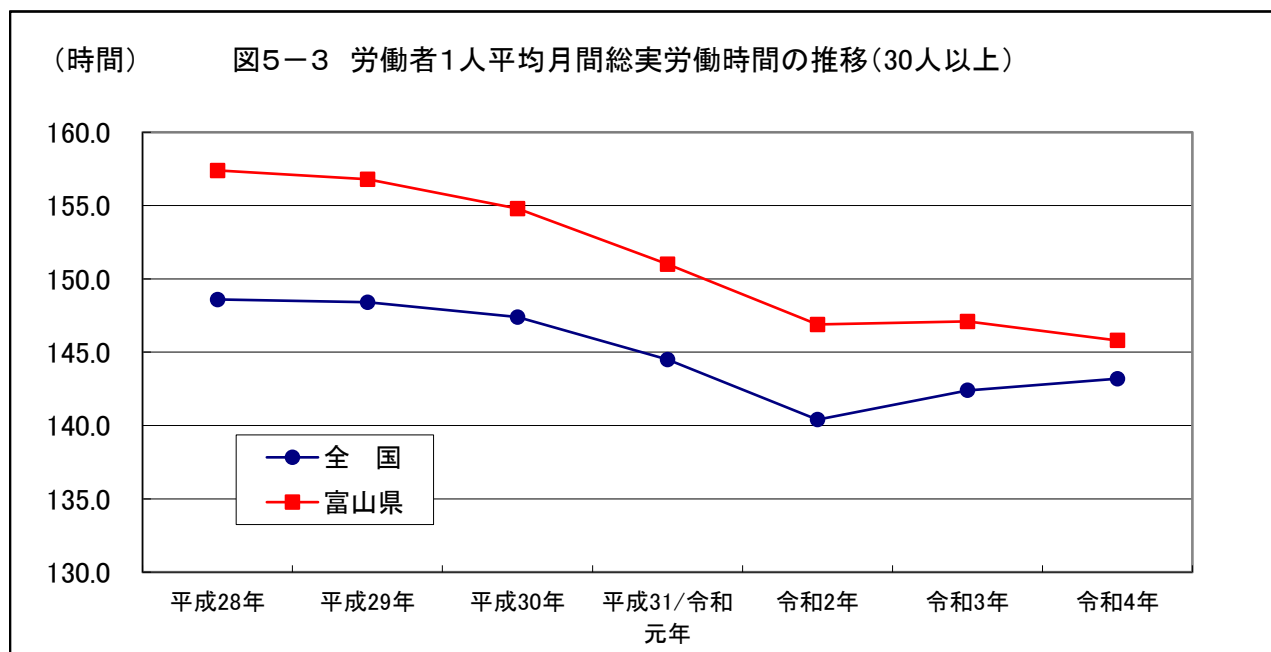


表5-3 労働者1人平均月間総実労働時間の推移(30人以上) (時間)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	148.6	148.4	147.4	144.5	140.4	142.4	143.2
富 山 県	157.4	156.8	154.8	151.0	146.9	147.1	145.8

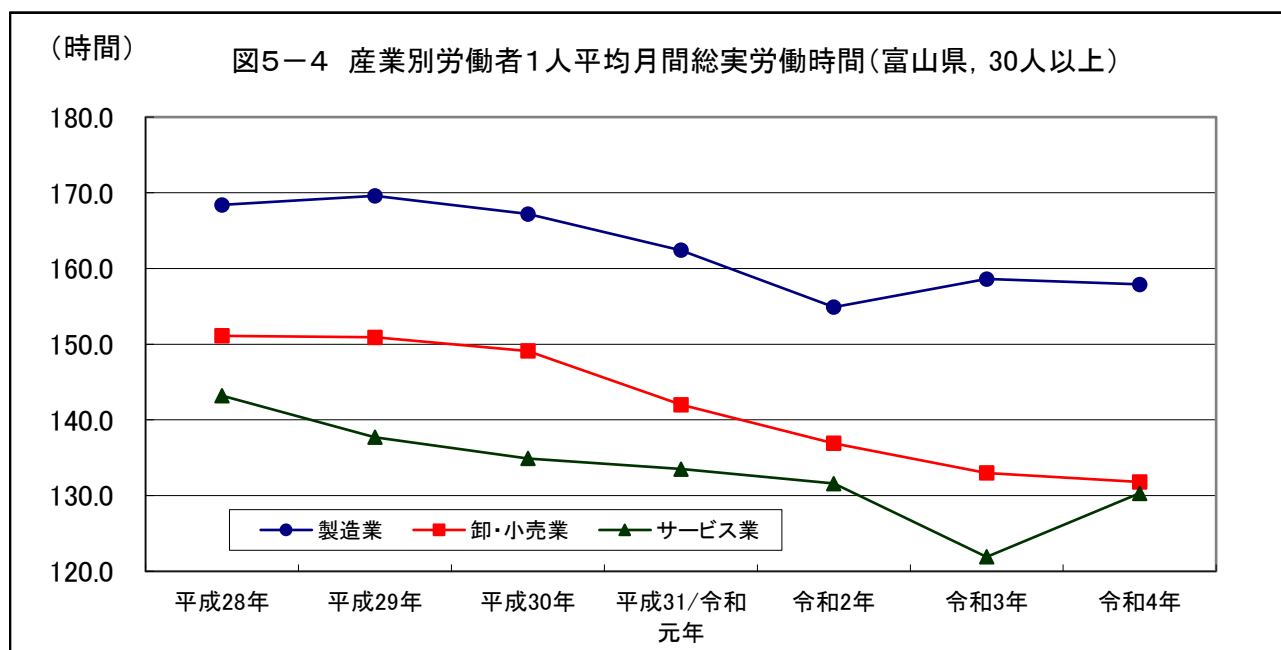


表5-4 産業別労働者1人平均月間総実労働時間の推移(富山県, 30人以上) (時間)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
製造業	168.4	169.6	167.2	162.4	154.9	158.6	157.9
卸・小売業	151.1	150.9	149.1	142.0	136.9	133.0	131.8
サービス業	143.2	137.7	134.9	133.5	131.6	121.9	130.3

\* サービス業とは、「サービス業(他に分類されないもの)」をいう。

### (3) 所定外労働時間数（製造業）

製造業における所定外労働時間数は、令和2年に大きく減少したが、令和3年には上昇傾向に転じている。

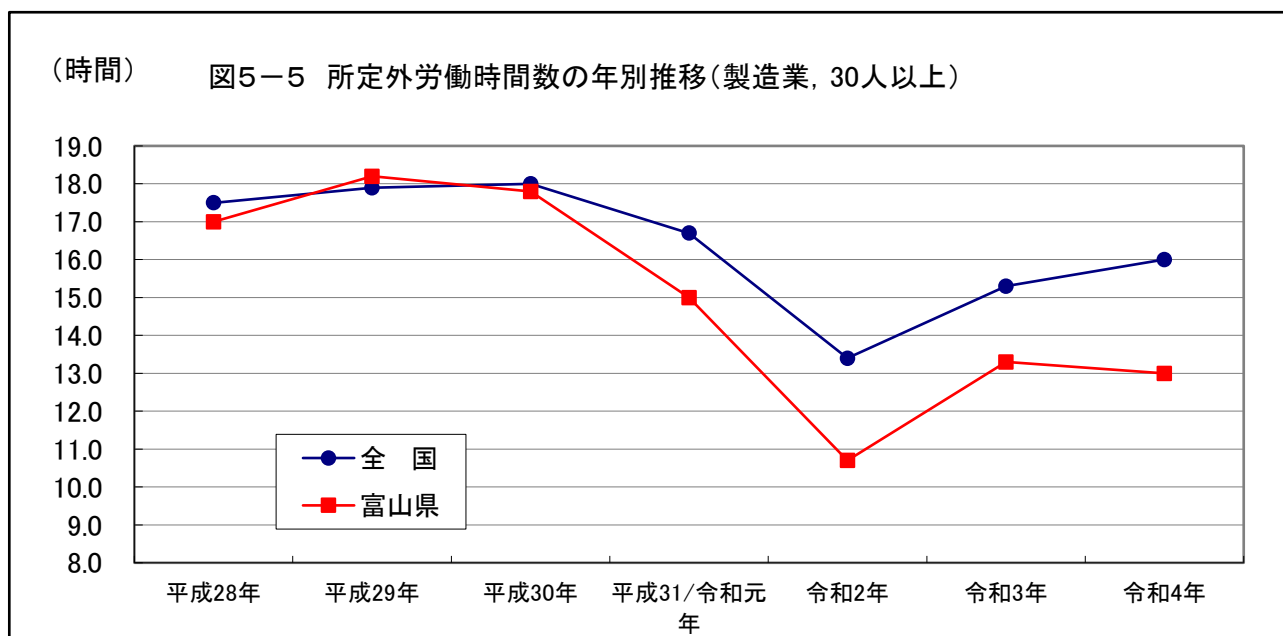
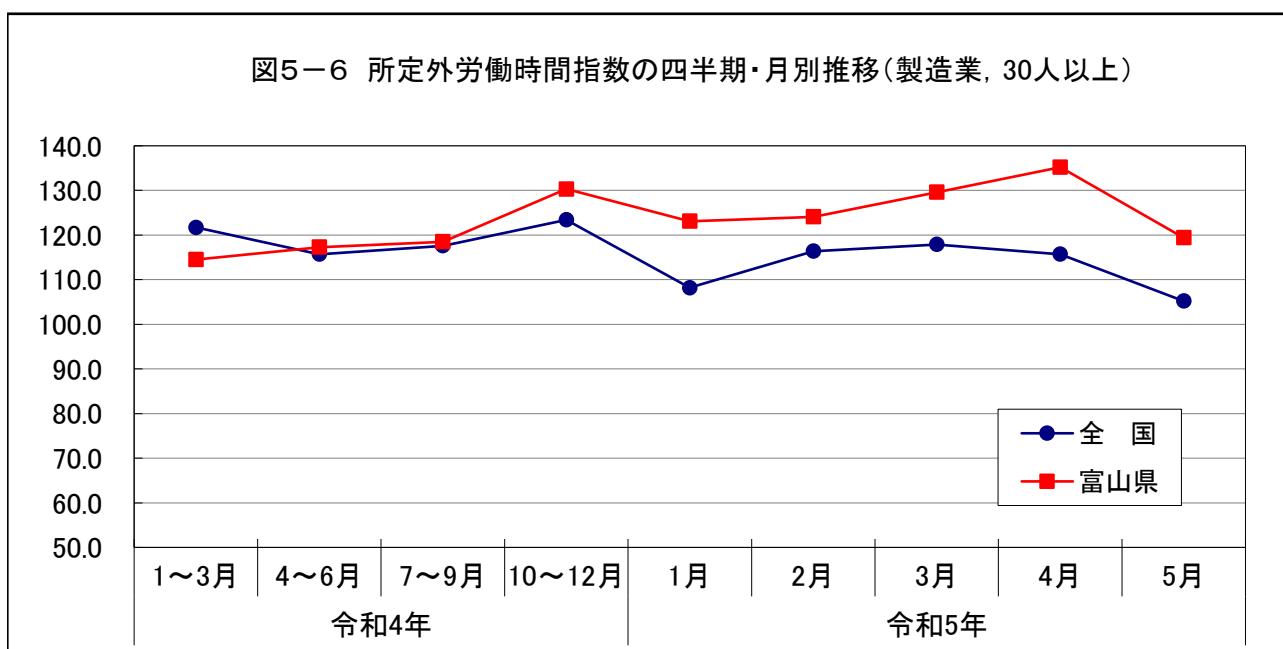


表5-5 所定外労働時間数の年別推移(製造業, 30人以上) (時間)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	17.5	17.9	18.0	16.7	13.4	15.3	16.0
富 山 県	17.0	18.2	17.8	15.0	10.7	13.3	13.0



(令和2年=100)

表5-6 所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業, 30人以上)

	令和4年				令和5年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	121.7	115.7	117.6	123.4	108.2	116.4	117.9	115.7	105.2
富 山 県	114.5	117.3	118.5	130.3	123.1	124.1	129.6	135.2	119.4

(4) 完全失業者数・完全失業率（全国）

完全失業者数、完全失業率いずれも令和4年はわずかながら減少傾向となっている。

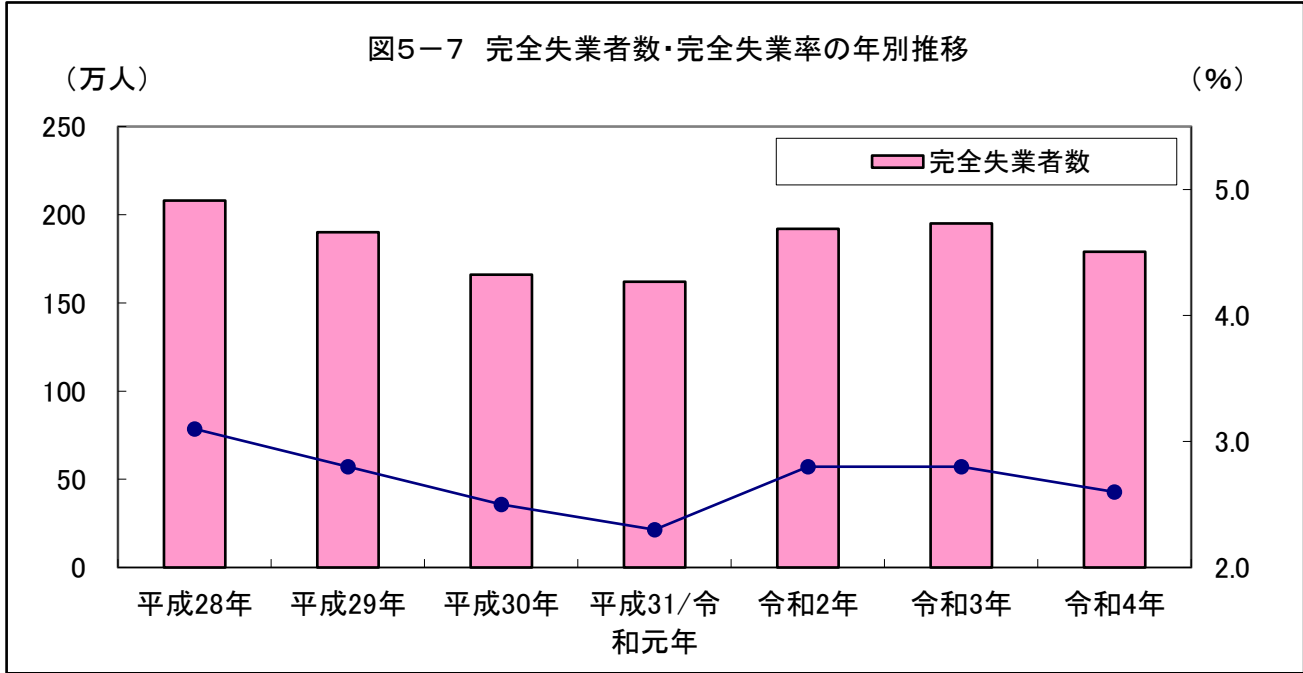


表5-7 完全失業者数・完全失業率の年別推移 (万人, %)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
完全失業者数	208	190	166	162	192	195	179
完全失業率	3.1	2.8	2.5	2.3	2.8	2.8	2.6

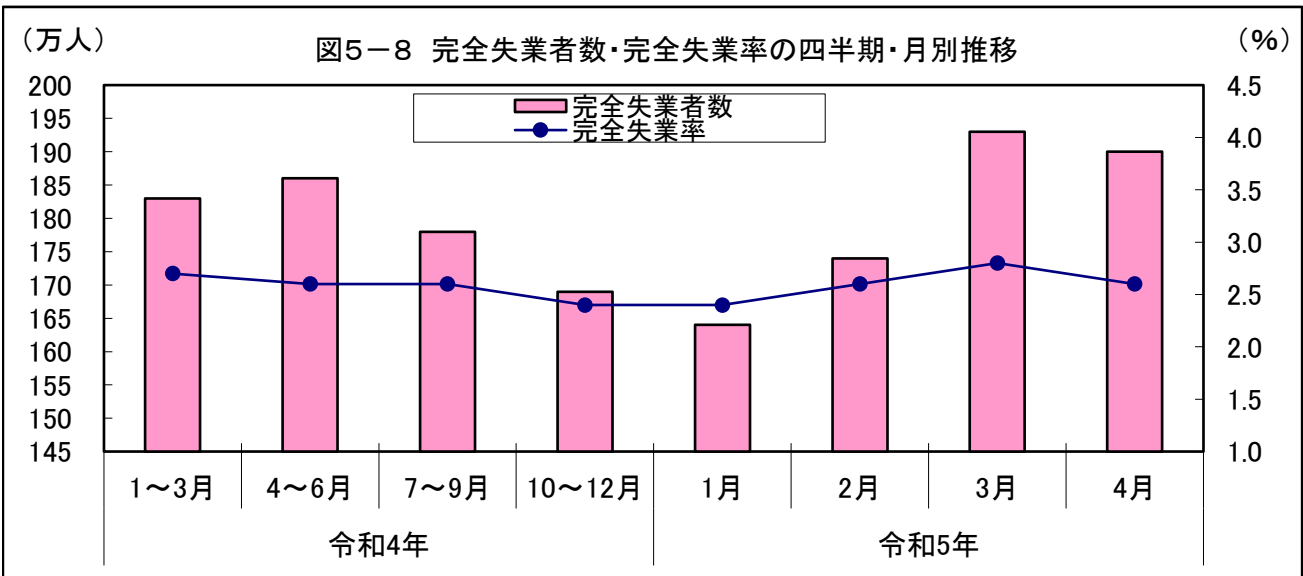


表5-8 完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移 (万人, %)

	令和4年				令和5年					
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
完全失業者数	183	186	178	169	164	174	193	190	188	179
完全失業率	2.7	2.6	2.6	2.4	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5

(5) 有効求人倍率

令和2年に全国・富山県いずれも大きく低下したが、令和3年に富山県、令和4年に全国が上昇に転じ、令和5年に入ってから全国・富山県いずれもおおむね横ばい傾向である。

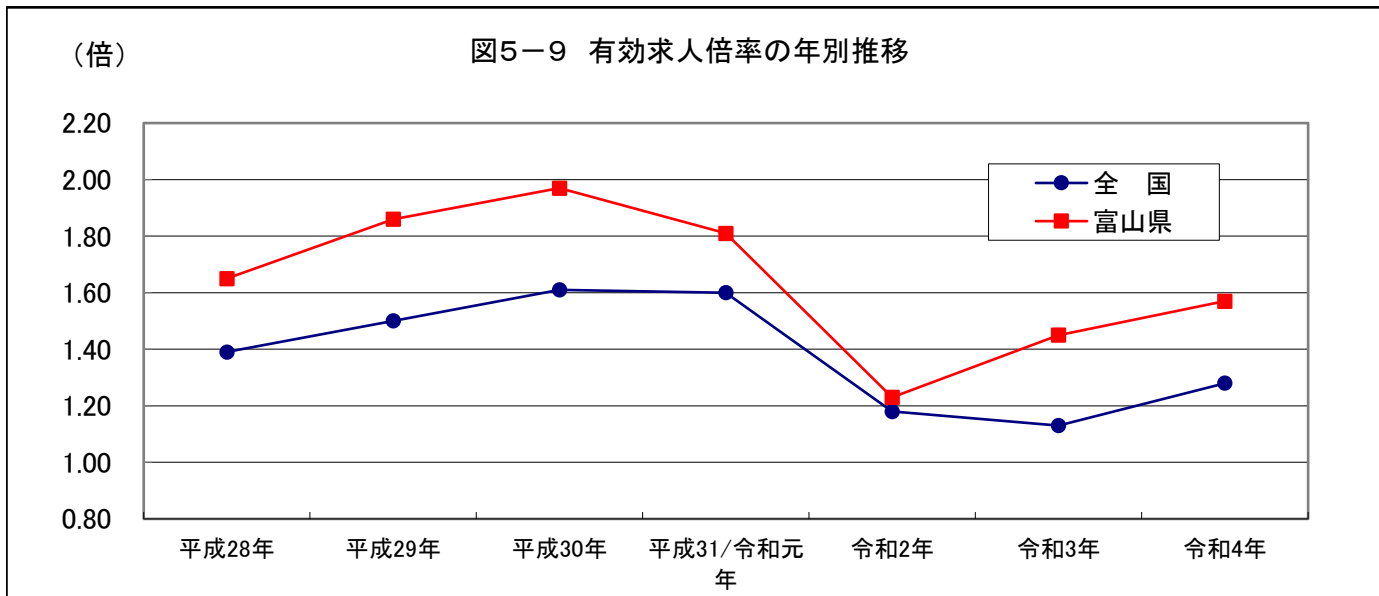


表5-9 有効求人倍率の年別推移 (倍)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	1.39	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28
富 山 県	1.65	1.86	1.97	1.81	1.23	1.45	1.57

(全国は季節調整値、富山県は原数値 富山県:年度)

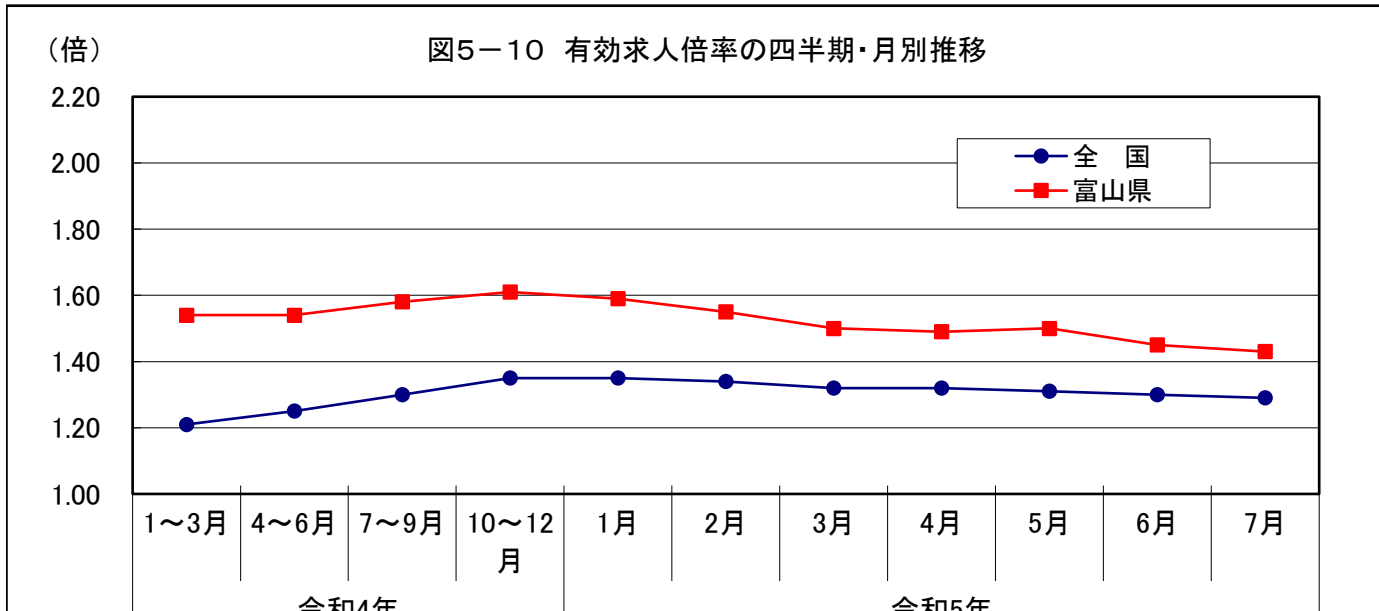


表5-10 有効求人倍率の四半期・月別推移 (倍)

	令和4年				令和5年						
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
全 国	1.21	1.25	1.30	1.35	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30	1.29
富 山 県	1.54	1.54	1.58	1.61	1.59	1.55	1.50	1.49	1.50	1.45	1.43

(全国、富山県とも季節調整値)

(6) 求人・求職状況（富山県）

新規求人数、新規求職申込件数とも減少が続いていたが令和3年度はいずれも増加に転じた。令和4年度に入り新規求人は増加するものの新規求職申込は減少傾向となった。

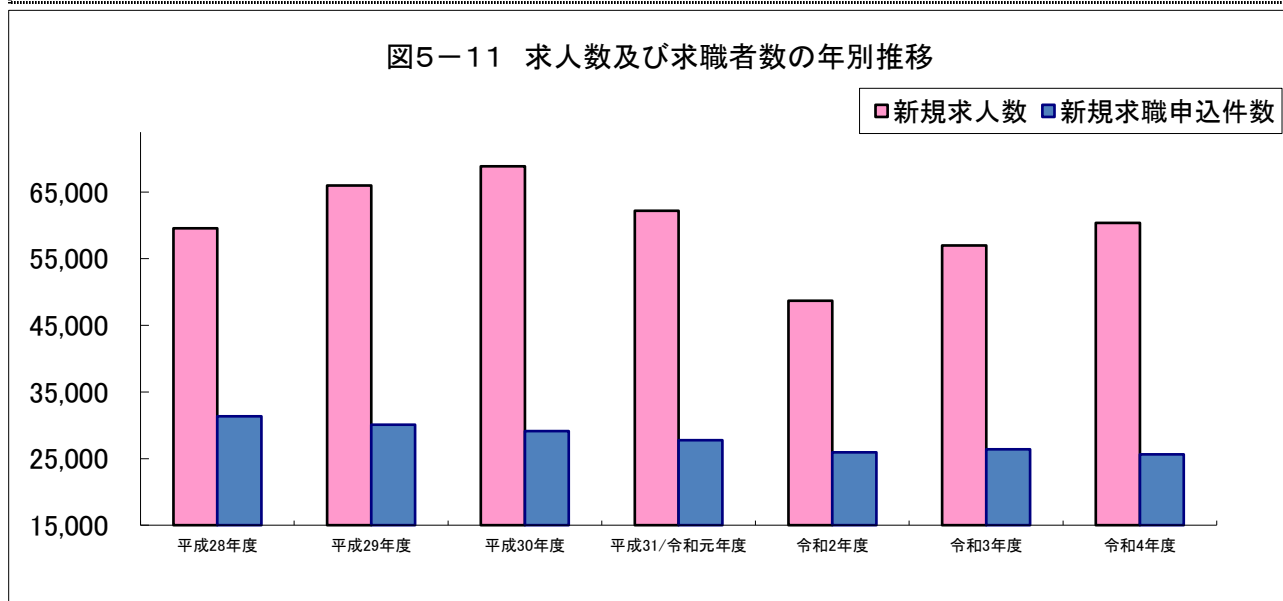


表5-11 求人及び求職状況の年別推移（パートを除く） (人,件)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新規求人数	59,572	66,013	68,886	62,183	48,686	56,990	60,377
新規求職申込件数	31,352	30,100	29,119	27,781	25,943	26,393	25,618

\* 年度ごと(4月から翌年3月まで)の集計である。

(7) 企業の人員整理状況（富山県）

整理件数・人員とも、増加が続いていたが令和3年度にいずれも減少。令和4年度に入り整理人員は引き続き減少するものの整理件数は増加に転じた。

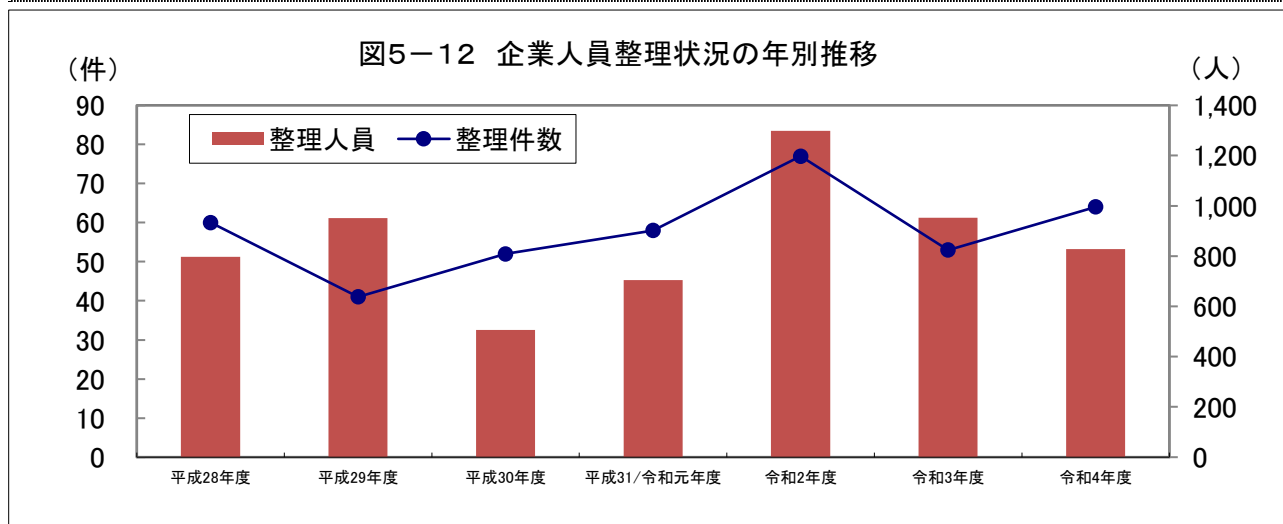


表5-12 企業人員整理状況の年別推移 (件, 人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
整理件数	60	41	52	58	77	53	64
整理人員	797	951	506	705	1,298	953	828

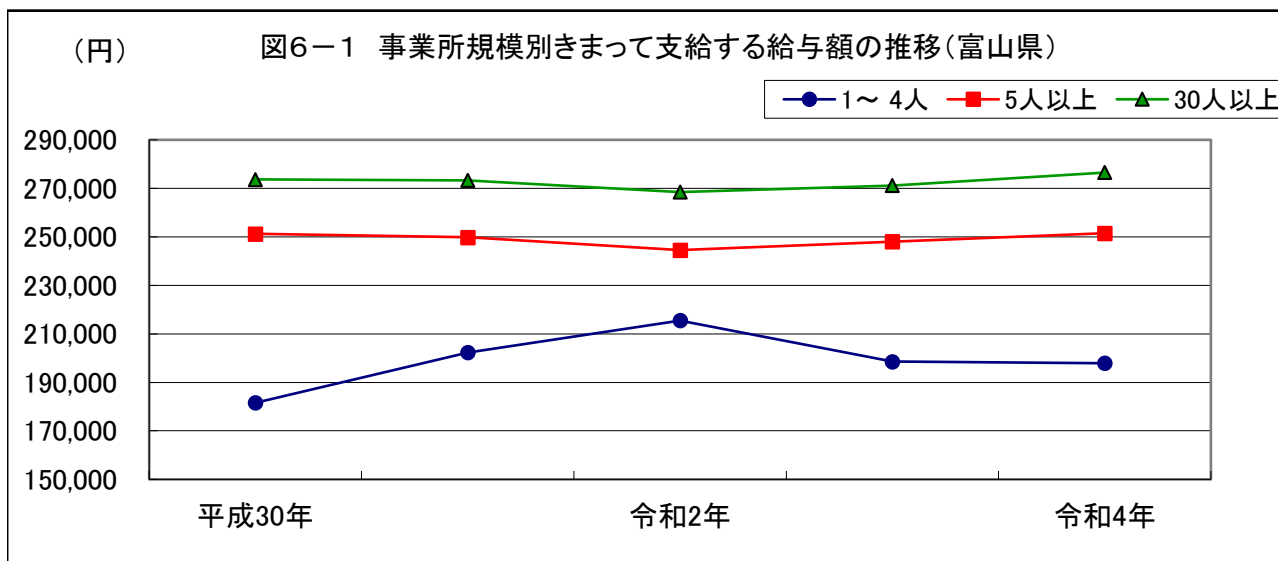
\* 整理人員5人以上



## 6 賃 金

### (1) きまって支給する給与額

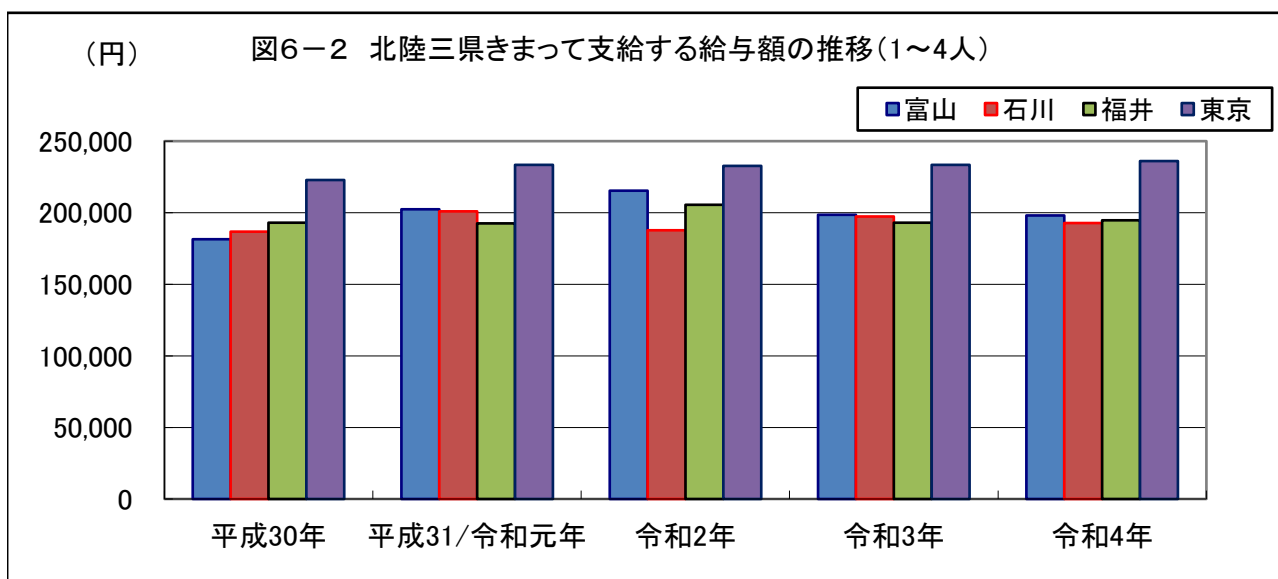
「30人以上」に対する「1～4人」の割合及び「東京」に対する「富山」の割合は、いずれも格差が拡大傾向を見せている。



### 事業所規模別きまって支給する給与額及び規模間格差の推移(富山県)

	平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年		令和4年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
1～4人	181,562	66.3	202,345	74.0	215,469	80.3	198,532	73.2	197,959	71.6
5人以上	251,201	91.8	249,785	91.4	244,549	91.1	247,975	91.5	251,501	91.0
30人以上	273,646	100.0	273,298	100.0	268,459	100.0	271,122	100.0	276,504	100.0

(格差:規模30人以上=100)



### 北陸三県きまって支給する給与額の推移(規模1～4人)

	平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年(注)		令和4年	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	181,562	81.5	202,345	86.7	215,469	92.6	198,532	85.1	197,959	83.9
石川	186,753	83.8	200,937	86.1	187,841	80.7	197,403	84.6	192,719	81.6
福井	193,035	86.6	192,561	82.5	205,450	88.3	192,924	82.7	194,764	82.5
東京	222,802	100.0	233,466	100.0	232,714	100.0	233,343	100.0	236,076	100.0

(格差:東京=100)

注:令和2年は、規模5人未満の事業所を対象とする「毎月勤労統計調査(特別調査)」が中止され、代替調査(小規模事業所勤労統計調査)として実施されたため、経年比較にはなじまない。

## (2) 短時間女性労働者の1時間あたり賃金額

「全国」と「富山」の格差は、令和4年に入りわずかに改善した。

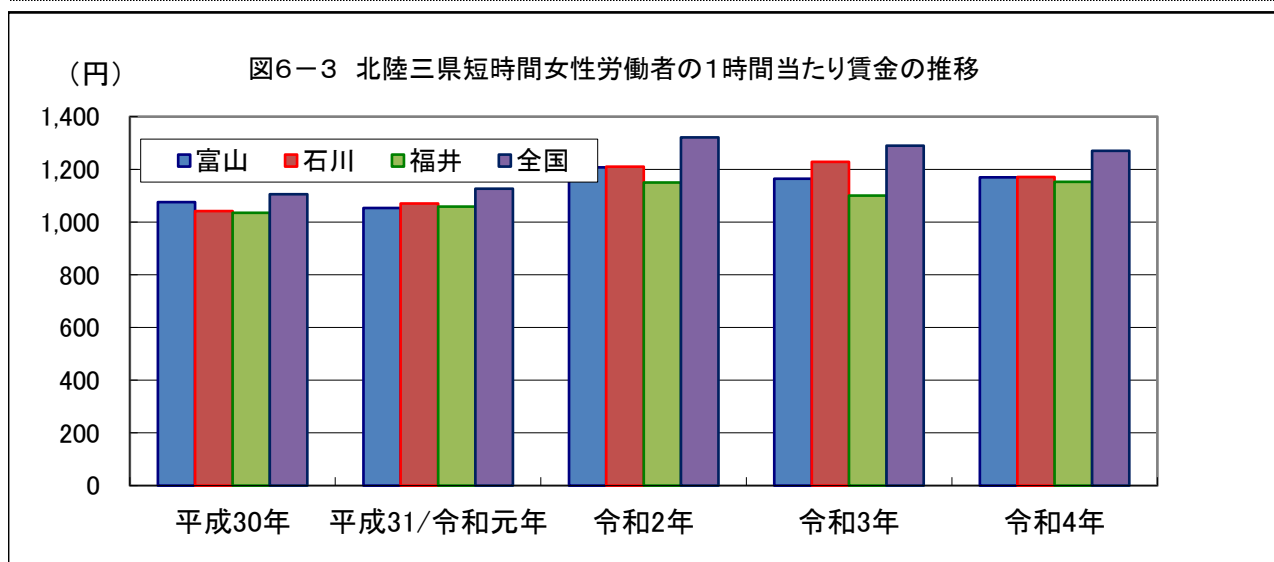


表6-3 北陸三県短時間女性労働者の1時間あたり賃金の推移(産業計, 規模10人以上)

	平成30年		平成31/令和元年		令和2年(注)		令和3年(注)		令和4年(注)	
	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差	実額(円)	格差
富山	1,075	97.3	1,053	93.4	1,208	91.4	1,165	90.3	1,170	92.1
石川	1,041	94.2	1,070	94.9	1,210	91.6	1,229	95.3	1,171	92.2
福井	1,035	93.7	1,058	93.9	1,150	87.1	1,100	85.3	1,153	90.8
全国	1,105	100.0	1,127	100.0	1,321	100.0	1,290	100.0	1,270	100.0

(格差: 全国=100)

注: 令和元年調査までは、賃金額の高いもの(特定の職種に該当するもの)を除外して集計していた。

## (3) 高校卒初任給(富山県)

増改傾向が続いていたが令和3年にわずかに減少。令和4年は再び増加に転じた。

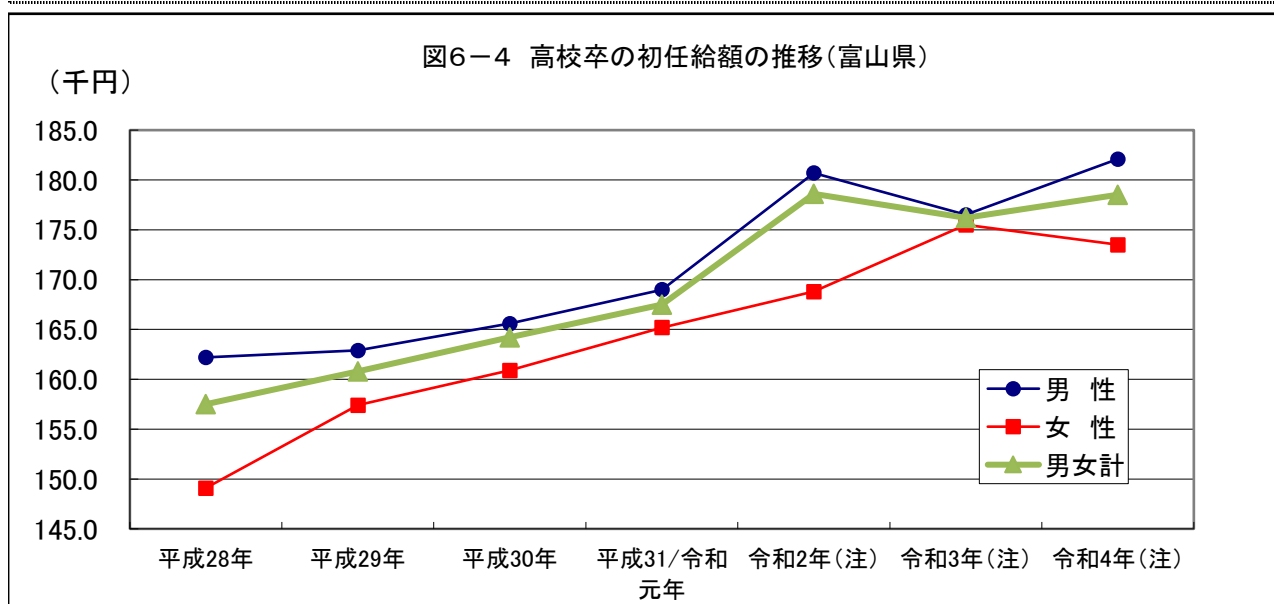


表6-4 高校卒の初任給額の推移(富山県)

(千円)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年(注)	令和3年(注)	令和4年(注)
男性	162.2	162.9	165.6	169.0	180.7	176.5	182.1
女性	149.1	157.4	160.9	165.2	168.8	175.5	173.5
男女計	157.5	160.8	164.2	167.5	178.6	176.2	178.5

注: 初任給額の調査が廃止され、新規学卒者の所定内給与額(通勤手当を含む)として集計している。

## 7 企業倒産

前年との比較では、全国・富山いずれも令和3年は減少。令和4年に入ると全国は引き続き減少傾向であるが富山は増加に転じる。

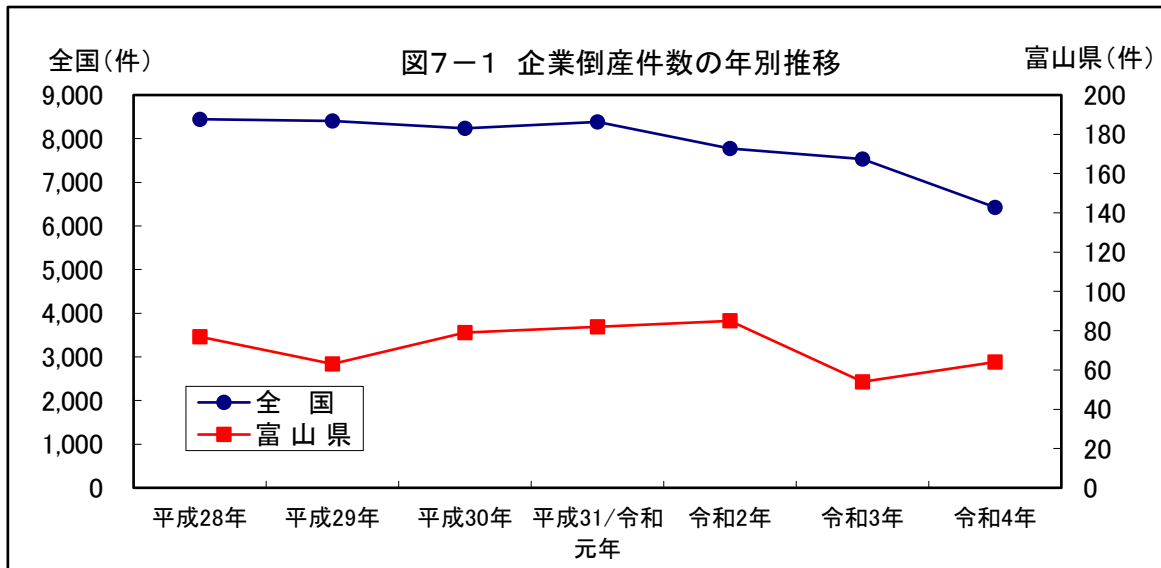


表7-1 企業倒産件数の年別推移

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31/令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全 国	8,446	8,405	8,235	8,383	7,773	7,535	6,428
富 山 県	77	63	79	82	85	54	64

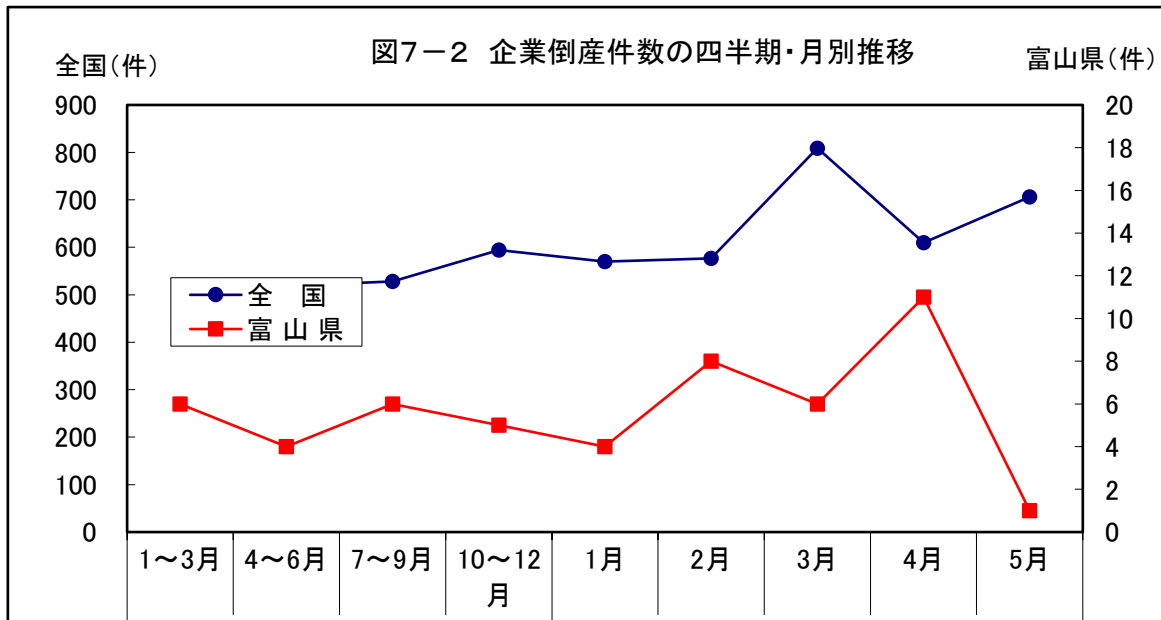


表7-2 企業倒産件数の四半期・月別推移（東京商工リサーチ）

	令和4年				令和5年				
	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1月	2月	3月	4月	5月
全 国	501	519	528	594	570	577	809	610	706
富 山 県	6	4	6	5	4	8	6	11	1

1か月当たり平均件数

各月の実件数

【資料出所】

項目	図番号	タイトル	資料出所					
			全国(他県)		富山県			
生産	1-1	鉱工業生産指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	1-2	鉱工業生産指数の四半期・月別推移						
	1-3	主要業種別鉱工業生産指数の年別推移(富山県)	—	—	—	—		
	1-4	主要業種別鉱工業生産指数の四半期・月別推移(富山県)	—	—	—	—		
国内需要	2-1	百貨店等販売額対前年同期比の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	2-2	百貨店等販売額対前年同期比の四半期・月別推移						
	2-3	新車新規登録台数の年別推移						
	2-4	新車新規登録台数対前年同期比の四半期・月別推移						
	2-5	新設住宅着工戸数の年別推移						
	2-6	新設住宅着工戸数対前年同期比の四半期・月別推移						
	2-7	投資関連の年別推移					—	—
	2-8	投資関連対前年同期比の四半期・月別推移					—	—
物価・生計費	3-1	消費者物価指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	3-2	消費者物価指数の四半期・月別推移						
	3-3	勤労世帯消費支出の年別推移						
	3-4	勤労世帯消費支出対前年同期比の四半期・月別推移						
	3-5	標準生計費の推移	各県 人事委	人事委員会勧告資料	富山県 人事委	人事委員会勧告資料		
	3-6	生活保護基準額合計の推移	—	—	厚労省	生活保護実施要領等		
貿易等	4-1	貿易額の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	—	—		
	4-2	輸出入数量指数の四半期・月別推移						
	4-3	対米ドル円相場の年別推移						
	4-4	対米ドル円相場の四半期・月別推移						
雇用	5-1	常用雇用指数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	5-2	常用雇用指数の四半期・月別推移	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)		
	5-3	労働者1人平均月間総労働時間の推移	—	—	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)		
	5-4	産業別労働者1人平均月間総労働時間(富山県)	厚労省	毎月勤労統計調査 地方調査(厚労省HP)	富山県	毎月勤労統計調査 地方調査月報(令4年平均)		
	5-5	所定外労働時間数の年別推移(製造業)	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	5-6	所定外労働時間指数の四半期・月別推移(製造業)	—	—	—	—		
	5-7	完全失業者数・完全失業率の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	5-8	完全失業者数・完全失業率の四半期・月別推移	—	—	—	—		
	5-9	有効求人倍率の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	5-10	有効求人倍率の四半期・月別推移	—	—	富山労働局	労働市場月報(令5.7)		
	5-11	求人数及び求職者数の年別推移(富山県)	—	—	富山労働局	労働市場月報(令5.7)		
	5-12	企業人員整理状況の年別推移(富山県)	—	—	富山労働局	労働市場月報(令5.7)		
賃金	6-1	事業所規模別きまって支給する給与額の推移(富山県)	—	—	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令4)		
	6-2	北陸三県きまって支給する給与額の推移(1~4人)	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令4)	厚労省	毎月勤労統計調査 特別調査報告(令4)		
	6-3	北陸三県パートタイム女子労働者の1時間当たり賃金の推移	厚労省	賃金構造基本統計調査(令4)	厚労省	賃金構造基本統計調査(令4)		
	6-4	高卒男女の初任給額の推移(富山県)	—	—	厚労省	賃金構造基本統計調査(令4)		
企業倒産	7-1	企業倒産件数の年別推移	富山県	経済情勢報告(令5.8) 全国主要経済指標	富山県	経済情勢報告(令5.8) 富山県主要経済指標		
	7-2	企業倒産件数の四半期・月別推移						

令和5年度  
特定最低賃金に関する基礎調査結果  
(一般機械・自動車部品製造業)

令和5年9月  
富山労働局賃金室



表1 令和5年度最低賃金基礎調査集計区分表

総計	大計	中計	明細	産業分類
調査対象産業計	地域別最低賃金対象産業計	製造業	1 製造業(明細番号9~13を除く)	E09~22 E23(2322、2332、2352の一部、2353を除く) E24(2443、2445、2451を除く) E25(2594、2596を除く) E26(2611の一部、2621の一部、2661、2664、2694を除く) E27 E294、297 E303 E31(3112、3113を除く) E32
		情報通信業(新聞業、出版業)	2 情報通信業(新聞業、出版業)	G413、414
		卸売業、小売業	3 卸売業、小売業(明細番号12、13を除く)	I 50、51、52、53、54、55 I 56(1561を除く)、57、58、59(15911を除く)、60、61
		学術研究、専門・技術サービス業	4 学術研究、専門・技術サービス業	L71、72、73、74
		宿泊業、飲食サービス業	5 宿泊業、飲食サービス業	M75、76、77
		生活関連サービス業、娯楽業	6 生活関連サービス業、娯楽業	N78、79、80
		医療、福祉	7 医療、福祉	P83、84、85
		サービス業(他に分類されないもの)	8 サービス業(他に分類されないもの)	R88、89、90、91、92、93、94、95
	特定最低賃金対象産業計	アルミ関連等製造業	9 非鉄金属製造業(アルミ関係) 建築用金属製品等製造業	E2322、2332、2352の一部、2353 E2443、2445、2451
		一般機械・自動車製造業	10 玉軸受・ころ軸受、ロボット製造業 他に分類されないはん用機械・装置製造業 農業用機械、建設機械・鉱山機械製造業(トラクタ製造業) 金属工作機械、機械工具製造業 自動車・同附属品製造業(自動車製造業を除く)	E2594、2694 E2596 E2611の一部、2621の一部 E2661、2664 E3112、3113
		電気機械器具製造業	11 電子部品・デバイス・電子回路製造業 電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	E28 E29(E294、297を除く) E30(E303を除く)
		百貨店、総合スーパー	12 百貨店、総合スーパー	I 561
		自動車(新車)小売業	13 自動車(新車)小売業	I 5911

注:それぞれの産業には、管理、補助的経済活動を行う事業所及び純粋持株会社が含まれる。

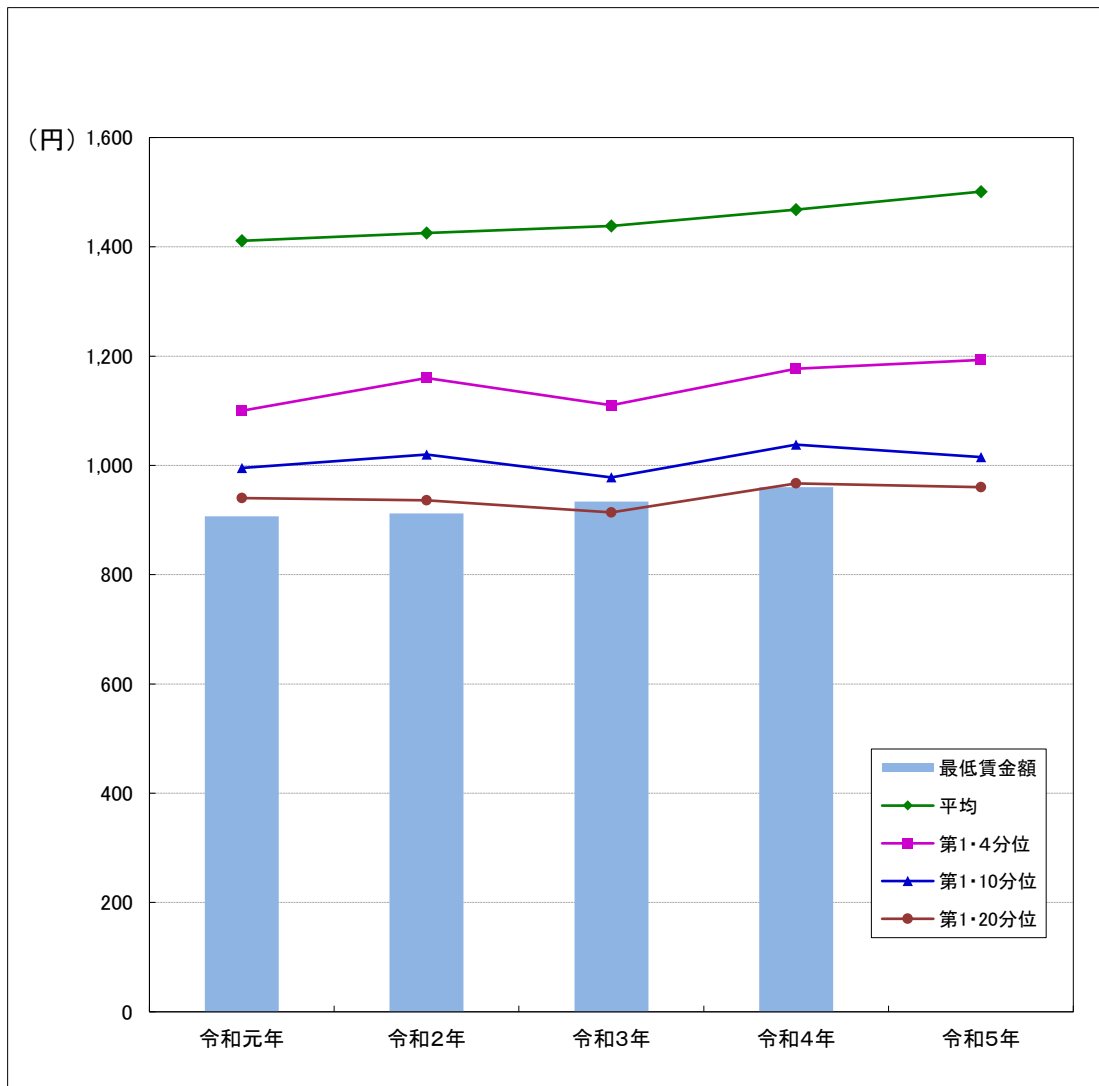
表2 令和5年度基礎調査 対象事業所数及び調査数

産業分類	計	調査対象事業所数			計	調査事業所数		
		事業所規模				事業所規模		
		1～9	10～29	30～99		1～9	10～29	30～99
<b>調査産業計</b>	21,251	16,382	4,362	507	992	563	301	128
<b>地域別最低賃金適用産業計</b>	20,776	16,261	4,133	382	704	505	160	39
製造業	2,861	1,732	748	381	139	66	35	38
情報通信業(新聞業、出版業)	32	25	6	1	4	1	2	1
卸売業、小売業	7,335	5,850	1,485		228	181	47	
学術研究、専門・技術サービス業	1,102	945	157		38	31	7	
宿泊業、飲食サービス業	2,733	2,160	573		64	46	18	
生活関連サービス業、娯楽業	1,857	1,641	216		61	51	10	
医療・福祉	2,351	1,673	678		96	67	29	
サービス業(他に分類されないもの)	2,505	2,235	270		74	62	12	
<b>特定(産業別)最低賃金適用産業計</b>	475	121	229	125	288	58	141	89
アルミ関連等製造業	115	29	45	41	81	23	28	30
一般機械器具、自動車・同附属品製造業	74	18	25	31	48	9	13	26
電気機械器具製造業	169	62	65	42	81	21	35	25
百貨店, 総合スーパー(*)	11			11	8			8
自動車(新車)小売業	106	12	94		70	5	65	

(\*)「百貨店, 総合スーパー」については、事業所規模100人以上の事業所も含まれる。



最低賃金基礎調査に基づく特性値の推移(一般機械・自動車製造業)



		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
第1・20分位	金額(円)	940	936	914	967	960
	前年比(%)	3.64	-0.43	-2.35	5.80	-0.72
第1・10分位	金額(円)	995	1,020	978	1,038	1,015
	前年比(%)	1.84	2.51	-4.12	6.13	-2.22
第1・4分位	金額(円)	1,100	1,160	1,110	1,177	1,193
	前年比(%)	-3.85	5.45	-4.31	6.04	1.36
平均	金額(円)	1,411	1,425	1,438	1,468	1,501
	前年比(%)	-3.16	0.99	0.91	2.09	2.25

確定値

総括表（１）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）  
05年

総括表（１）

産業：10.一般機械・自動車製造業

就業形態：（全て）

産別適用除外除く

時間当たり所定内賃金額 （3手当を除く）	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1～9人	10～29人	30～99人	全県	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	1,999	101	405	1,492	1,999		7	1,633	244	115	
円	39	9	12	18	39			32	4	2	
-	949	(1.9)	(8.9)	(3.0)	(1.9)			(2.0)	(1.7)	(2.1)	
950 -	950	(2.3)	(11.1)	(4.2)	(2.3)			(2.2)	(1.7)	(4.2)	
951 -	951	(2.5)	(11.1)	(4.2)	(2.5)			(2.5)	(1.7)	(4.2)	
952 -	952	(2.5)	(11.1)	(4.2)	(2.5)			(2.5)	(1.7)	(4.2)	
953 -	953	(2.8)	(11.1)	(4.2)	(2.8)			(2.8)	(1.7)	(4.2)	
954 -	954	(3.0)	(11.1)	(4.2)	(3.0)			(3.1)	(1.7)	(4.2)	
955 -	955	(3.0)	(11.1)	(4.2)	(3.0)			(3.1)	(1.7)	(4.2)	
956 -	956	(3.0)	(11.1)	(4.2)	(3.0)			(3.1)	(1.7)	(4.2)	
957 -	957	(3.0)	(11.1)	(4.2)	(3.0)			(3.1)	(1.7)	(4.2)	
958 -	958	(3.6)	(11.1)	(4.8)	(3.6)			(3.8)	(1.7)	(4.2)	
959 -	959	(3.6)	(11.1)	(4.8)	(3.6)			(3.8)	(1.7)	(4.2)	
960 -	960	(5.3)	(13.3)	(8.4)	(5.3)			(5.4)	(3.7)	(8.1)	
961 -	961	(5.3)	(13.3)	(8.4)	(5.3)			(5.4)	(3.7)	(8.1)	
962 -	962	(5.3)	(13.3)	(8.4)	(5.3)			(5.4)	(3.7)	(8.1)	
963 -	963	(5.3)	(13.3)	(8.4)	(5.3)			(5.4)	(3.7)	(8.1)	
964 -	964	(5.4)	(13.3)	(8.4)	(5.4)			(5.5)	(3.7)	(8.1)	
965 -	965	(5.6)	(13.3)	(8.4)	(5.6)			(5.7)	(3.7)	(8.1)	
966 -	966	(5.6)	(13.3)	(8.4)	(5.6)			(5.7)	(3.7)	(8.1)	
967 -	967	(5.6)	(13.3)	(8.4)	(5.6)			(5.7)	(3.7)	(8.1)	
968 -	968	(5.6)	(13.3)	(8.4)	(5.6)			(5.7)	(3.7)	(8.1)	
969 -	969	(5.7)	(13.3)	(8.4)	(5.7)			(5.8)	(3.7)	(8.1)	
970 -	970	(5.7)	(13.3)	(8.4)	(5.7)			(5.8)	(3.7)	(8.1)	
971 -	971	(5.7)	(13.3)	(8.4)	(5.7)			(5.8)	(3.7)	(8.1)	
972 -	972	(5.7)	(13.3)	(8.4)	(5.7)			(5.8)	(3.7)	(8.1)	
973 -	973	(5.7)	(13.3)	(8.4)	(5.7)			(5.8)	(3.7)	(8.1)	
974 -	974	(5.7)	(13.3)	(8.4)	(5.7)			(5.8)	(3.7)	(8.1)	
975 -	975	(5.8)	(15.6)	(8.4)	(5.8)			(5.8)	(4.6)	(8.1)	
976 -	976	(6.1)	(15.6)	(8.4)	(6.1)			(6.2)	(4.6)	(8.1)	
977 -	977	(6.2)	(15.6)	(8.4)	(6.2)			(6.3)	(4.6)	(8.1)	
978 -	978	(6.2)	(15.6)	(8.4)	(6.2)			(6.3)	(4.6)	(8.1)	
979	979	(6.3)	(15.6)	(8.4)	(6.3)			(6.4)	(4.6)	(8.1)	
980	980	(6.4)	(15.6)	(8.4)	(6.4)			(6.6)	(4.6)	(8.1)	
981	981	(6.4)	(15.6)	(8.4)	(6.4)			(6.6)	(4.6)	(8.1)	
982	982	(6.4)	(15.6)	(8.4)	(6.4)			(6.6)	(4.6)	(8.1)	
983	983	(6.4)	(15.6)	(8.4)	(6.4)			(6.6)	(4.6)	(8.1)	
984	984	(6.4)	(15.6)	(8.4)	(6.4)			(6.6)	(4.6)	(8.1)	
985	985	(6.4)	(15.6)	(8.4)	(6.4)			(6.6)	(4.6)	(8.1)	
986	986	(6.6)	(15.6)	(8.4)	(6.6)			(6.8)	(4.6)	(8.1)	
987	987	(6.6)	(15.6)	(8.4)	(6.6)			(6.8)	(4.6)	(8.1)	

988	988	133 (6.7)	16 (15.6)	34 (8.4)	84 (5.6)	133 (6.7)			113 (6.9)	11 (4.6)	9 (8.1)
989	989	135 (6.8)	16 (15.6)	34 (8.4)	86 (5.7)	135 (6.8)			115 (7.0)	11 (4.6)	9 (8.1)
990	990	139 (7.0)	16 (15.6)	34 (8.4)	90 (6.0)	139 (7.0)			117 (7.2)	11 (4.6)	11 (9.8)
991	991	139 (7.0)	16 (15.6)	34 (8.4)	90 (6.0)	139 (7.0)			117 (7.2)	11 (4.6)	11 (9.8)
992	992	145 (7.3)	16 (15.6)	34 (8.4)	95 (6.4)	145 (7.3)			123 (7.5)	11 (4.6)	11 (9.8)
993	993	145 (7.3)	16 (15.6)	34 (8.4)	95 (6.4)	145 (7.3)			123 (7.5)	11 (4.6)	11 (9.8)
994	994	150 (7.5)	16 (15.6)	36 (9.0)	97 (6.5)	150 (7.5)			127 (7.8)	11 (4.6)	11 (9.8)
995	995	150 (7.5)	16 (15.6)	36 (9.0)	97 (6.5)	150 (7.5)			127 (7.8)	11 (4.6)	11 (9.8)
996	996	150 (7.5)	16 (15.6)	36 (9.0)	97 (6.5)	150 (7.5)			127 (7.8)	11 (4.6)	11 (9.8)
997	997	166 (8.3)	18 (17.8)	51 (12.6)	97 (6.5)	166 (8.3)	5 (71.4)		139 (8.5)	11 (4.6)	11 (9.8)
998	998	166 (8.3)	18 (17.8)	51 (12.6)	97 (6.5)	166 (8.3)	5 (71.4)		139 (8.5)	11 (4.6)	11 (9.8)
999	999	170 (8.5)	18 (17.8)	51 (12.6)	101 (6.8)	170 (8.5)	5 (71.4)		143 (8.8)	11 (4.6)	11 (9.8)
1000	1000	179 (9.0)	18 (17.8)	56 (13.8)	105 (7.0)	179 (9.0)	5 (71.4)		147 (9.0)	11 (4.6)	16 (13.6)
1001	1001	179 (9.0)	18 (17.8)	56 (13.8)	105 (7.0)	179 (9.0)	5 (71.4)		147 (9.0)	11 (4.6)	16 (13.6)
1002	1002	181 (9.1)	18 (17.8)	56 (13.8)	107 (7.2)	181 (9.1)	5 (71.4)		147 (9.0)	11 (4.6)	18 (15.3)
1003	1003	185 (9.2)	18 (17.8)	56 (13.8)	111 (7.4)	185 (9.2)	5 (71.4)		151 (9.3)	11 (4.6)	18 (15.3)
1004	1004	185 (9.2)	18 (17.8)	56 (13.8)	111 (7.4)	185 (9.2)	5 (71.4)		151 (9.3)	11 (4.6)	18 (15.3)
1005	1005	185 (9.2)	18 (17.8)	56 (13.8)	111 (7.4)	185 (9.2)	5 (71.4)		151 (9.3)	11 (4.6)	18 (15.3)
1006	1006	185 (9.2)	18 (17.8)	56 (13.8)	111 (7.4)	185 (9.2)	5 (71.4)		151 (9.3)	11 (4.6)	18 (15.3)
1007	1007	187 (9.3)	18 (17.8)	56 (13.8)	113 (7.6)	187 (9.3)	5 (71.4)		153 (9.4)	11 (4.6)	18 (15.3)
1008	1008	187 (9.3)	18 (17.8)	56 (13.8)	113 (7.6)	187 (9.3)	5 (71.4)		153 (9.4)	11 (4.6)	18 (15.3)
1009	1009	191 (9.5)	18 (17.8)	56 (13.8)	117 (7.8)	191 (9.5)	5 (71.4)		155 (9.5)	13 (5.4)	18 (15.3)
1010	1010	191 (9.5)	18 (17.8)	56 (13.8)	117 (7.8)	191 (9.5)	5 (71.4)		155 (9.5)	13 (5.4)	18 (15.3)
1011	1019	203 (10.1)	18 (17.8)	58 (14.4)	127 (8.5)	203 (10.1)	5 (71.4)		163 (10.0)	15 (6.2)	19 (17.0)
1020	1029	218 (10.9)	18 (17.8)	66 (16.2)	134 (9.0)	218 (10.9)	5 (71.4)		178 (10.9)	15 (6.2)	19 (17.0)
1030	1039	226 (11.3)	18 (17.8)	66 (16.2)	142 (9.5)	226 (11.3)	5 (71.4)		186 (11.4)	15 (6.2)	19 (17.0)
1040	1049	248 (12.4)	20 (20.0)	68 (16.8)	160 (10.7)	248 (12.4)	7 (100.0)		202 (12.4)	15 (6.2)	24 (20.6)
1050	1059	269 (13.4)	22 (22.2)	73 (18.0)	173 (11.6)	269 (13.4)			223 (13.7)	15 (6.2)	24 (20.6)
1060	1069	277 (13.8)	25 (24.4)	73 (18.0)	179 (12.0)	277 (13.8)			231 (14.2)	15 (6.2)	24 (20.6)
1070	1079	304 (15.2)	25 (24.4)	83 (20.4)	197 (13.2)	304 (15.2)			256 (15.7)	17 (7.0)	24 (20.6)
1080	1089	318 (15.9)	27 (26.7)	83 (20.4)	208 (14.0)	318 (15.9)			270 (16.6)	17 (7.0)	24 (20.6)
1090	1099	330 (16.5)	29 (28.9)	85 (21.0)	216 (14.5)	330 (16.5)			281 (17.2)	17 (7.0)	26 (22.3)
1100	1199	511 (25.5)	34 (33.3)	117 (28.7)	360 (24.2)	511 (25.5)			432 (26.5)	28 (11.6)	43 (37.6)
1200	1299	762 (38.1)	43 (42.2)	170 (41.9)	549 (36.8)	762 (38.1)			657 (40.2)	48 (19.5)	50 (44.0)
1300	1399	977 (48.9)	56 (55.6)	214 (52.7)	707 (47.4)	977 (48.9)			837 (51.3)	74 (30.4)	59 (51.2)
1400	1499	1,179 (59.0)	61 (60.0)	257 (63.5)	861 (57.7)	1,179 (59.0)			1,010 (61.9)	91 (37.2)	71 (61.8)
1500		1,999 (100.0)	101 (100.0)	405 (100.0)	1,492 (100.0)	1,999 (100.0)			1,633 (100.0)	244 (100.0)	115 (100.0)
月平均賃金額		248,857	229,597	236,230	253,592	248,857		169,757	244,141	284,284	245,204
時間当平均賃金額		1,501	1,433	1,442	1,522	1,501		1,010	1,469	1,728	1,512
月一人当たり労働時		166	162	163	167	166		168	167	164	162
第1・20分位数		960	940	960	979	960		997	960	1,009	960
第1・10分位数		1,015	950	997	1,042	1,015		997	1,015	1,146	1,000
第1・4分位数		1,193	1,088	1,163	1,200	1,193		997	1,190	1,352	1,126
中位数		1,404	1,338	1,361	1,423	1,404		997	1,394	1,623	1,330
四分位偏差係数		0.1883	0.2663	0.1610	0.1882	0.1883		0.0236	0.1763	0.2135	0.2647

【上段】 累積労働者数

【下段】 累積構成比



富山県における最低賃金の改正等の状況

最低賃金件名		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率
富山県最低賃金 (地域別最低賃金)	時間額	712円	1.71%	728円	2.25%	746円	2.47%	770円	3.22%	795円	3.25%	821円	3.27%	848円	3.29%	849円	0.12%	877円	3.30%	908円	3.53%
	発効日	H25.10.6		H26.10.1		H27.10.1		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R1.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.1	
洋紙、板紙、学用紙製品製造業最低賃金	日額	5,637円	—	5,637円	—																
	時間額	705円	—	705円	—																
	発効日	—		H27.3.24(廃止)																	
高炉によらない製鉄、製鋼・製鋼圧延業最低賃金	日額	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—	6,024円	—										
	時間額	753円	—	753円	—	753円	—	753円	—	753円	—										
	発効日	—		—		—		—		H29.11.29(廃止)											
アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業最低賃金	時間額	779円	0.52%	779円	—	781円	0.26%	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	781円	—	779円	—	779円	—
	発効日	H25.12.28		—		H27.12.26		—		—		—		—		—		—		—	
玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金	時間額	810円	0.75%	820円	1.23%	833円	1.59%	846円	1.56%	864円	2.13%	885円	2.43%	907円	2.49%	912円	0.55%	934円	2.41%	960円	2.78%
	発効日	H25.12.1		H26.11.19		H28.3.11		H28.12.10		H29.12.17		H30.12.13		R1.12.11		R2.12.19		R3.12.24		R4.12.25	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	時間額	750円	0.67%	760円	1.33%	772円	1.58%	786円	1.81%	800円	1.78%	823円	2.88%	849円	3.16%	851円	0.24%	879円	3.29%	910円	3.53%
	発効日	H25.12.21		H26.12.11		H27.12.30		H28.12.24		H29.12.22		H30.12.26		R1.12.19		R2.12.18		R3.12.24		R4.12.22	
百貨店、総合スーパー最低賃金	時間額	770円	—	790円	2.60%	800円	1.27%	810円	1.25%	820円	1.23%	840円	2.44%	860円	2.38%	865円	0.58%	890円	2.89%	915円	2.81%
	発効日	—		H26.11.15		H27.12.18		H28.12.18		H29.12.6		H30.11.30		R1.12.5		R2.12.9		R3.12.26		R4.12.28	
自動車(新車)小売業最低賃金	時間額	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—	769円	—
	発効日	—		—		—		—		—		—		—		—		—		—	

資料No.8

※ 黄色網掛けは当該年度に改正されたものを示す。